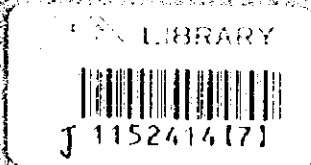


国総研セミナー・シリーズ

(98-1)

途上国に対する法制度整備支援

平成11年1月



国際協力事業団

国際協力総合研究所

総研
JR
98-05

途上国に対する法制度整備支援

平成11年1月

国際協力事業団

国際協力総合研修所



1152414(7)

— 「国総研セミナー」とは…… —

国総研セミナーとは国際協力事業団
国際協力総合研修所において行っている
セミナーの略称で、国内外の有識者、
援助関係者により、わが国の国際協力に
かかわる関係者を対象に開発援助の
現状、課題、展望等の情報を提供する
ことを目的としています。

本出版物は、講師の了解を得て講演の
要約をまとめたもので、編集の責任は
国際協力総合研修所にあります。

目次

序文	
国総研セミナー概要	
1. 開会.....	1
2. 挨拶.....	2
国際協力事業団理事 伊集院 明夫	
3. 開発援助における法制度整備支援.....	4
名古屋大学大学院国際開発研究科教授 鮎京 正訓	
4. 海外援助機関における法制度整備支援の現況.....	12
弁護士、元欧州復興開発銀行法務部弁護士 佐藤 安信	
5. 欧州復興開発銀行の法制度整備支援.....	31
欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チームマネージャー ジェラルド・サンダース 弁護士、欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チーム弁護士 赤羽 貴	
6. JICAの法制度整備支援.....	64
名古屋大学大学院国際開発研究科教授 鮎京 正訓 国際協力事業団派遣事業部派遣第1課長 西脇 英隆	
7. 総括.....	80
名古屋大学大学院国際開発研究科教授 鮎京 正訓	
付録	
1. 講師略歴.....	83
2. 配布資料.....	87

序 文

本報告書は、平成10年9月22日に国際協力事業団国際協力総合研修所の主催にて開催されたセミナー「途上国に対する法制度整備支援」での講演、質疑応答および配布資料を取りまとめたものです。

近時、法制度および司法制度の確立ないし強化が、開発援助の一分野として注目されています。我が国は、ヴェトナムとカンボディアにおいて法制度整備を目的とした重要政策中枢支援事業を実施しており、また、多くの国際機関や海外援助機関が、この分野の開発協力事業に積極的に取り組んでいます。

本セミナーは以上の背景を踏まえた上で、法制度整備支援の分野における学識経験者、国際機関職員及び当事業団職員を講師に迎え、各援助機関の支援動向の概要、実施プロジェクトの内容について紹介するとともに、法制度整備支援の今後の方向性や課題等につき検討することにより、我が国における本分野の協力事業の効果的な実施と知的支援の強化に資することを目的として開催されました。

講師の皆様の講演が極めて興味深い内容であったことに加え、一般参加者の方々も含めた質疑応答においても質の高い議論が展開されたことは、セミナー参加者が知的支援の一分野について理解を深める上で大きな収穫となりました。そのセミナーの成果を取りまとめた本報告書が、今後の法制度整備支援のあり方について考える一助となれば幸いです。

最後に、本セミナーの開催にあたってご協力、ご支援を頂いた関係機関の皆様に御礼申し上げますとともに、セミナーを成功に導いた講師及び参加者の皆様に深く謝意を表します。

平成11年1月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 五十嵐 禎三

国総研セミナー概要

途上国に対する法制度整備支援

日 時：平成10年9月22日（火） 14：00～18：05 セミナー
18：30～19：30 レセプション

場 所：国際協力総合研修所 2階 国際会議場

言 語：日本語及び英語（同時通訳付）

講 師：

森島 昭夫 氏	上智大学法学部地球環境法学科教授
鮎京 正訓 氏	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
佐藤 安信 氏	弁護士、元欧州復興開発銀行法務部弁護士
赤羽 貴 氏	欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チーム弁護士
ジェラルド・サンダース 氏	欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チームマネージャー
西脇 英隆 氏	国際協力事業団派遣事業部派遣第一課長

プログラム：

1. 開会		14：00
2. 挨拶	JICA伊集院理事	14：05
3. 開発援助における法制度整備支援	鮎京氏	14：10
4. 海外援助機関における法制度整備支援の現況	佐藤氏	14：25
【コーヒープレーク】		15：25
5. 欧州復興開発銀行の法制度整備支援	赤羽氏、サンダース氏	15：35
6. JICAの法制度整備支援	鮎京氏、西脇氏	16：50
7. 総括	鮎京氏	17：50
8. 閉会		18：05

1. 開会

【司会】皆様、本日はお忙しい中を多数お集まりいただき、ありがとうございます。
す。

ただいまより、国総研セミナー「途上国に対する法制度整備支援」を開催いたします。私、JICA国際協力総合研修所調査研究課長の小澤でございます。

はじめに、本日の講師につきまして、変更がありましたことをお知らせいたします。

当初、「開発援助における法制度整備支援」と「JICAの法制度整備支援」の演題をお願いしておりました、上智大学法学部の森島昭夫教授が、急遽、国会の参考人として招聘されましたため、代わりに、名古屋大学大学院国際開発研究科の鮎京正訓教授にこの講演をお願いすることといたしました。皆様のご了解をいただきますよう、お願いいたします。

2. 挨拶

国際協力事業団 理事

伊集院 明夫

【司会】 プログラムに従いまして、JICA理事、伊集院明夫より開会のごあいさつを申し上げます。

【伊集院】 本日はJICA国総研セミナー「途上国に対する法制度整備支援」にご参加いただき、ありがとうございます。セミナーの開催にあたりまして、国際協力事業団を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、本日のセミナーの講師をお引き受けいただきました方々に感謝を申し上げますとともに、参加者の皆様を簡単にご紹介いたしたいと存じます。

名古屋大学の鮎京正訓先生には、当初講師をお願いしておりました上智大学の森島昭夫先生に代わり、急遽本日の講師をお引き受けいただきました。先生には、JICAが実施しておりますヴィエトナムとカンボディアに対する法制度分野の重要政策中核支援事業の国内支援委員をお願いしております。

弁護士の佐藤安信先生には、本日お手元に報告書をお配りしております『法制度整備支援に関する基礎研究』に関し、調査・情報収集と原稿執筆のご協力をいただきました。

また、欧州復興開発銀行のジェラルド・サンダース氏及び赤羽貴氏には、別用でご来日中のところをお願いしましたところ、本日のセミナーへの参加と講演をご快諾いただきました。

本日のセミナーのテーマは、「途上国に対する法制度整備支援」ということでございます。昨今、開発援助におけるグッド・ガバナンス（良い統治）の概念についての議論が展開される中、「法の支配」の重要性が指摘されております。たとえば、経済面で申しますと、法が一貫して適用されることが確保されることにより、投資環境の整備や国際商取引のルールづくりが促進され、その結果、内外の企業等が途上国において安心して経済活動を行えることとなります。また政治面では、「法の下での平等」といった原則や「司法権の独立」などの理念に十分な配慮がなされることが、国民の政治への参加を促し、ひいては民主化を実現する土台

を創り出すこととなります。

こうした背景から、近年、途上国の民主化促進や旧社会主義諸国の市場経済体制への移行を支援することなどを目的とする法制度整備支援が、国際機関及び二国間援助機関によって盛んに行われるようになってきております。当事業団においても、この種の協力の一つとして、平成8年度より、ヴィエトナムにおいて法整備分野での重要中核支援事業が実施されるなど、この分野の知的支援に対する協力を始めています。

わが国は、明治以降の近代化の過程で大陸法を中心に欧州の近代法を受容し、戦後は民主化の過程で米国法の影響を受けて、独自の法制度を確立、発展させ、今日の社会的、経済的発展の基盤を築いてきました。このようなわが国の経験は、自由主義体制への転換を急ぎ、民主化を進め、かつ経済発展のため法制の近代化をめざす諸国の参考になるとの観点から、わが国の経験に根ざした法制度整備支援への国際的な期待が高まりつつあります。

本日のセミナーでは、法制度整備支援に関する海外援助機関やJICAの実施状況を具体的な事例を交えてご紹介いただき、また今後、わが国及び当事業団がどのような取り組みを行っていくべきかについてもお話しいただくことになるかと存じます。また、意見交換の時間では、本日も参加くださった会場の皆様からも積極的なご意見やご質問を頂戴できれば幸いです。

本日のセミナーが、今後、わが国が国際協力を実施する上で、開発途上国の法制度づくりや司法機能の向上を支援する際の一助になるとともに、ひいては開発途上国の発展と民主化に貢献することを祈って、簡単ではございますが、私のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

3. 開発援助における法制度整備支援

名古屋大学大学院

国際開発研究科教授

鮎京 正訓

【司会】 本日の講演の始めといたしまして、「開発援助における法制度整備支援」と題し、名古屋大学大学院国際開発研究科 鮎京正訓教授に、法制度整備支援の概観及び論点の整理をお願いしたいと存じます。

鮎京先生は、1973年に慶應義塾大学法学部を卒業され、1979年に早稲田大学大学院法学研究科の博士課程を修了されました。そのあと、名古屋大学法学部の助手、講師、岡山大学教養部法学研究室助教授を歴任され、1992年より名古屋大学大学院国際開発研究科教授を務められております。また、先生には、JICAが実施しております、ベトナムとカンボディアにおける重要政策中枢支援事業の国内支援委員をお願いしております。

では、鮎京先生、よろしくお願ひいたします。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京でございます。私は、いま経歴を紹介していただきましたように、名古屋大学におきまして、森島先生とともに、この法制度整備支援という問題に関わってきた経歴というか、経験を持っておりまして、急遽お手元のようなレジメの形で話をまとめさせていただきましたので、ご参照していただきながら、きょうの話を進めたいと思います。

「法制度整備支援」、ちょっと長いので「法整備支援」というように私は述べさせていただきますが、この支援が始まるに至った一つのエピソードを最初にご紹介したいと思います。あれは1992年だったと思いますが、私が名古屋大学の国際開発研究科という大学院へ戻りました際に、「アジアの法律問題というのは重要だから、ベトナムに一度行ってみたい」というように森島先生が言われました。その時、私は旧知の間柄であったベトナム司法省の司法大臣であるグエン・ディン・ロックさんを、森島先生にご紹介いたしました。そうしたところ、森島先生が民法の専攻ということもございまして、現在ベトナムでは民法典を作っており、さまざまな草案を出しているのだが、なかなかうまくできない。

そこで民法が専門であるならば、どうか自国の民法典起草にあたっていろいろ援助をして欲しいという申し出が先方よりございました。

おそらく森島先生がここにおられればこのように話されると思うのですが、その時に森島先生が、法務省であるとか、外務省に掛け合ったところ、先生の表現を使えば、あまり積極的ではなかった。そこで森島先生は4回ほど手弁当でヴェトナムにまいりまして、ヴェトナムの民法典の起草に協力された。それがきっかけとなりまして、その後外務省、法務省、そしてJICAを通じての法整備支援というプロジェクトが発足したというように私は理解しております。その意味では、1990年代の初頭と現在とを比べてみますと、非常に隔世の感があるように思います。

そこでレジュメの1、「法整備支援とは何か」という問題に入ります(付録2、91頁参照)。ここでは簡単なことだけを述べます。もちろん法整備支援という活動は、例えば弁護士さんのグループであるとか、大学、民間などでさまざまに行われていることではありますが、それとODAにおける法整備支援という問題とは、有機的な関連を持っているものの、やはり相対的に区別されるべきだろうと私は考えております。

そこでODAにおける法整備支援ということについてであります。近年、ご存じのように知的支援ということが大変重視されるようになりまして、『ODA白書』によれば、「移行期にある国に対する開発を支えていく人材養成や経済計画策定、法制度の確立といった一国の制度や政策の形成に関する支援」、これが重要になってきた。そのような動きの中で、ヴェトナムの重要政策中枢支援法整備事業が始まったという経緯を持っております。

従って、このような法整備支援という事柄は、日本にとってはまったく新しい経験ということになるわけでありまして。にも関わらず、これはヴェトナムに対してであります。すでに2年ほどの実績を持っておりますのでありまして、この国に対して行われた法整備支援を総括し今後の展望を考えていくことは、今日、私は個人的にも大変重要だと考えております。

特に、このヴェトナムの経験をどのように考えるのかという問題は、カンボディア、ラオス、モンゴルなど、まさしく移行期にある国々に対する今後の法整

備支援という問題にとっても大変重要な意味を持つと思います。そのような今後の展望を考える上では、私は、必要な作業は大きく分けて二つあるのではなからうかと思っております。

一つは、ベトナムに対して行われました法整備支援は、さまざまな領域で行われているのですが、その経験を個別具体的に検討すること。これは後に、JICAの西脇さんのご報告でも触れられることでございます。それから第二には、諸外国、諸国際機関の経験及び理論に目を向けることが大変重要であると思います。日本において、その理論化がまったくないというわけではありませんし、きょう、皆さん方のお手元に配られましたように、佐藤弁護士が大変ご苦労されて、法整備支援に関する報告書をまとめられたのでありますが、例えばスウェーデンなどでは、すでにこの領域に関する『Legal Assistance to Developing Countries』などが出版されております。あるいはアメリカ合衆国などでは、かつての『法と開発運動』(law and development movement)に対して、「New law and development movement」という動きがあり、それを展望していくような論文が出されている。その点からいたしますと、これは主として大学にいる私どもの責任も大きいのですが、我が国においては研究成果が大変乏しい。その意味では、先ほど述べましたように、諸外国の経験から学ぶということが大変重要であると思います。

それから2「法整備支援をめぐる現状と論点」という問題であります(付録2、91頁参照)。法整備支援という問題について、これをどのようなスタンスで、私たちは捉えていったらいいのだろうかというのが次の問題となります。私は次のように考えております。法整備支援という問題は、単に立法事業に対して、どのように私たちが支援をすることができるのかという領域にまったくとどまらない、より広い範囲を含んでいると思います。

主として、一つは立法を含む法整備それ自体であります。それから2番目には「法学教育」という問題であります。3番目には「法曹教育」、つまりそれらの国々において、法律のプロフェッショナルをどのようにつくり上げていくのかという、おおよそこのような三つの領域から問題を検討する必要があるように思います。

そこで、第一に法の整備という問題であります。法整備支援を考える上では、

それらの国々において、法の整備というものがどのように進展しているのかという認識を抜きにしては、およそ語り得ないからであります。

これについては7点ほど、1から7くらいを書いておきました（付録2、91頁参照）。それぞれ読んでいただければよろしいのですが、簡単に述べますと、一つは、例えばヴィエトナム、ラオス、カンボディア、あるいはモンゴルという国を念頭においた場合にさまざまな経緯がありますが、一言でいえば、計画経済から市場経済への移行をそれぞれの国々が目指しているということです。そうであるとするならば、計画経済から市場経済への移行に必要な法整備が、現在どこまで行われてきたのかという個別的な立法状況を含めての検討が必要になります。

ただ、各国で1990年を前後する時期から、かつての中国と同様、法治国家ということがいわれてきています。しかし、そのような法治国家の意味内容が、どのようなものであるのかという検討を欠かすことはできないように思います。例えば「法治国家」という言葉の訳語として、rule of law でいいのか、あるいは rule by law なのか、あるいは law governed なのか、law-based であるのか。このような用語の問題は、実はその国が抱えている「法治」という言葉、あるいは法治に関わる政策全般に関わっている重要な問題ではなからうかと思えます。

それから2番目に、立法化された法令の内容と水準及び問題点は、いったいどのようなものであるのか。さらに、3番目が大変重要であります。法の施行にあたり、つまり法が実施される際にどのような問題点が生じてくるのかということが重要であります。それから法整備の現状から見て、外国による法整備支援は、果たして十分であるのか、何が必要であるのかという問題であります。

また、市場経済化に伴う法だけではなく、民主化、democratization に関する法整備の状況はどうかというあたりも検討する重要なポイントになると思います。さらにはこれらの地域が、例えばASEANへの加盟に伴って、APECであるとか、WTOなどと関連する法の発展ということが予想されるわけでありまして、このような領域での法の整備は、どのようになっているのかということを検討することも重要だろうと思います。それから、最後に法整備の進行に伴って、それではそれぞれの地域における法文化とそれはいったいどのような摩擦を生じさせているのか、あるいは矛盾はないのかという問題があるように思います。

次に「法学教育」の問題について、簡単に述べます。この問題については各国の専門家も指摘しているのですが、従来の社会主義体制下での法学教育の問題点をいかに克服していくのかという重要な課題に直面しているように思います。簡単にいいますと、かつての社会主義体制の下での法学教育は、マルクス・レーニン主義の国家と法の一般理論に基づく法の理解でありました。

一つだけ例を出しますと、皆さん方にはあまり馴染みのない言葉かもしれませんが、例えば「社会主義的適法性」という言葉があります。通常「socialist legality」と訳されているのですが、この socialist legality という言葉が、果たして法治を唱える現在のそれぞれの国における、例えば rule of law という観念と一致するのかわからないのかという問題があります。私なりの結論だけを申しますと、socialist legality というのは、確かに legality ではあるのですが、究極のところでは socialist、社会主義的な法の運用ということが重視されてきたのであって、その意味では党の指令であるとか、あるいは政策が優先するという体制になっていたということがあります。このような観念に基づく法学教育をいかに変えていくのかというのは、私たちが想像する以上に極めて困難な課題ということになります。

それから③の「大学全体の制度改革と法学教育改革の関連について」であります（付録2、91頁参照）。これは、各国での法学教育のシステムを検討すればすぐにわかるのですが、例えば司法省の管轄の下にある大学と、それが教育省の管轄の下にある大学へと転換していく場合、あるいは並存している場合など、さまざまな形が各国において現れています。

日本でも、かつては司法省の法学校が初めにあったのですが、その後文部省の下で、例えば東京帝国大学の法学部がつくられるというような格好へと移行していきます。このことは、単に管轄の問題ということだけではなくて、そこでイメージされている法学教育の結果、どのような人材を育成するのかということに関連します。つまり、法曹を養成するのか、それとも法学知識を持った官僚を養成していくのかという違いがあるように思います。

④の「教員の再教育の課題」であります（付録2、91頁参照）。これも例えばヴィエトナムであれば、かつては、主としてソ連のモスクワの大学であるとか、あるいはチェコの大学であるとか、東ドイツの大学で法学教育を受けるというこ

とが非常に多かったのです。またラオス、カンボディアについていうと、ベトナムにおいてこれら2国の教員を教育する。ちょっと違う経歴の人は、フランスの例えばエクス・マルセユ大学で教育を受ける。それは言うまでもなく旧植民地宗主国であったということに由来しているわけですが、全体としては主としてベトナムで教育が行われる。モンゴルについては、言うまでもなくソ連で行われる。そうした教員の知識そのものが、やはり旧ソ連の法理論、あるいは東ヨーロッパの法理論への極めて強い親近性を示すものでありました。そのような経緯であったものですから、市場経済の下で、従来これらの人たちが持っていた知識の不十分さが明らかになってくるという問題があります。

次に、(3)「法曹養成」に入ります(付録2、92頁参照)。法曹の養成を考える際に重要なことは、一つは法曹養成をどのような機関が行っているのかということです。それを司法省が行っているのか、あるいは最高裁判所が行っているのかという問題があります。それから弁護士であるとか、検察官、裁判官という人たちが、どのような資格でもってその任務に就くのか、仕事に就くのかという問題であります。

例えばベトナムにおいては、検察官だけは検察学校という特別な学校において教育が行われている。このような意味では他の国とずいぶん違った方式を取っている場合があります。いずれにしても法曹とはいうものの、3、4年前に検察官を対象とした法律知識のアンケート調査をベトナムの「国家と法研究所」が行ったのですが、何と50%の法律専門家が正確な法律知識をもっていなかったという結果が出ております。法学教育を受けていない、つまり大学の法学部を出ていなくて、政治幹部からそうした裁判官であるとか、検察官になっている人たちは、政治的な意識は高いのですが、しかしながら専門知識が少ないという問題があります。

次に(4)ののところの「法整備支援」という問題について述べます(付録2、92頁参照)。諸外国及び諸国際機関がどのような法整備支援を行っているのかにつきましても、私の後に先生方からお話があります。ここではやはり、特に日本における法整備支援の活動というのは、法整備にとって、効果的な手段か、改善点はないのかということを中心に私たちは学ぶ必要があるのではないのかと考え

ております。

「大学と法整備支援」という問題について述べたいと思います（付録2. 92頁参照）。実は名古屋大学で9月25日から国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」を開催して、ヴィエトナム、ラオス、カンボディア、モンゴルという4カ国から大学の先生であるとか、あるいは司法省の方々をお招きして、この法整備支援について話し合うことになっております。

大学が、なぜ法整備支援に関わるのか。このように法整備支援に取り組むのは、実は全国でも名古屋大学が最初であります。私たちが、なぜこのようなことについて関与しようとしているのかという問題についていいますと、やはり当初述べたように法整備支援というのは、確かに法整備自体の改善ということがあるわけですが、それと並んで、特に法学教育の充実を目指さなければならない。それはいうならば、人材養成への長期的な展望を持った活動というものを展開していく上でやはり大学がふさわしいという自覚に基づいてであります。

それと並んで、一つだけ課題を申し上げておきますと、「法整備支援」というテーマで、きょうは多くの方がこのようなところにお集まりであります。実は、大学であるとか、あるいは法律の学会の中では、「法整備支援」という用語はまだ市民権を得ておりません。その意味では法整備支援という問題の理論化を私たちは急いでやらなければならないと考えております。

この点についていいますと、ヴィエトナム、ラオス、カンボディア、モンゴルであれ、法学教育の不十分さとその克服ということがさまざまな課題として語られてきております。つまり法自体というよりは、法をつくる人々の養成ということがいま緊急の課題となっております。

この間、JICAを通じラオスに対する法学教育の要請が私どもに来ておまして、この12月か1月に「商法、環境法、地方行政の専門家を派遣して欲しい」とのことでした。すでに商法、環境法につきましては、人選も行いまして派遣することが決まっております。あるいは長期に亘る研修生を大学で引き受けるということも重要な課題となっております。もちろんこのような課題は、名古屋大学だけではできるはずもないのであって、全国の法学部に呼びかけて、法整備支援の具体化に向けて協力をもとめなければならないと考えております。

時間がきましたので、もう一言だけお話しいたします。「おわりに」という部分ではありますが(付録2. 92頁参照)、やはり私は、本日のこのシンポジウムを通じて明らかにしていただきたいと思えますのは、法整備支援を行う際の理念の問題を、私どもはどのように考えていくのかということです。そのためには、諸外国はどのような理念に基づいてやっているのかというところを、私どもは学んでおく必要があるのだと思います。

それと同時に、歴史の中の法整備支援ということを最後の行に書きましたけれども(付録2. 92頁参照)、実は日本自体が法整備支援を受けてきた時代があります。それは後ほど私が少し触れたいと思いますが、いうまでもなく、日本の民法典の起草に関わって、外国の法律家の援助を受けてきた経験を、今日の時点からどのようにつかみ直し、途上国に対する法整備支援に生かしていったらいいのだろうかという問題があるように思います。

もっといえば、そのあと、法整備支援という形ではないけれども、日本がアジアの諸国を植民地支配した時期にそれぞれの地域に対する植民地法制にかかる慣行調査、即ち、法律の慣行がどのようになっているのかということを調査した時期があります。このような経験を、プラスの面、マイナスの面を含めて振り返ってみること。それは何よりも私たちが法整備支援をする上で、何をやってはならないのかということをはっきりとさせる上でも、私は重要だというように考えております。少し長くなりましたが、以上で、私の初めの話を終わらせていただきます。

4. 海外援助機関における法制度整備支援の現況

弁護士、元欧州復興開発銀行法務部弁護士

佐藤 安信

【司会】 それでは引き続きまして、元欧州復興開発銀行（EBRD）法務部弁護士の佐藤安信先生に、「海外援助機関における法制度整備支援の現況」についてお話しいただきます。佐藤弁護士は、1981年に早稲田大学政経学部をご卒業後、ハーバード大学のロー・スクールの法学修士課程を修められ、1990年にはアメリカ、ニューヨーク州の司法試験に合格されました。そのあと、国連難民高等弁務官事務所のオーストラリア・ニュージーランド・南太平洋事務所の法務官として勤務されるなど、海外を中心に国際法務関連業務に従事され、1995年から1997年の間は、EBRDの法務部の弁護士として勤務されました。

なお、目頭伊集院理事もご紹介しましたとおり、お手元にお配りしております『法制度整備支援に関する基礎研究』について、当事業団は佐藤弁護士に調査を委託し、各援助機関へ訪問調査や報告書の執筆においてご協力をいただきました。本日の講演は、この調査研究の成果に基づき、各援助機関が実施している法制度整備支援についてご紹介をいただくとともに、わが国及びJICAが留意すべき事項、今後の法制度整備支援のあり方等についても触れていただく予定です。

それでは、佐藤弁護士、よろしく願いいたします。

【佐藤】 ただいまご紹介に預かりました佐藤です。私はちょっとしたエピソードから始めたいと思います。まず、なぜ一介の弁護士が法整備支援に興味を持つようになったのかということに関連します。ご紹介にありましたように、1992年から1993年にかけて、国連のUNTAC(カンボディアにおけるPKO)に参加いたしまして、その時に現実に私が扱った事件の中で、ある問題を考えさせられました。

私自身は人権担当官ということでまいったわけで、人権侵害を摘発する立場にあったわけです。ある時、自転車を盗んだということで、ある男が警察官に捕ま

って、その場で殴られた事件がありました。警官に対して、「そのようなことをしてはいけない」「人権侵害にあたる」という文切り型に当然非難するわけですが、その時に警官は、「いや、俺は、こいつの命を救ったのだ」というわけです。というのは、当時のカンボディアは—いまでもあまり変わらないかと思いますが—こそ泥だということで捕まれば、その場で吊るされるか、いわゆるリンチに掛けられるということがよくありました。それが一つです。

それから二つ目は、私のいた州は、結構ポル・ポト派の攻撃などもあった前線にあったわけですが、UNTAACの文民警察（シビリアン・ポリス）のオフィス前で、女性が大きなトラックにひかれて亡くなりました。その時、その家族から国連に、憐れた犯人から損害賠償を取って欲しいという申立があったわけですが、ただ、それは基本的に民事事件ですから、特別に人権侵害という政治的なものでない限り、われわれは関与できないということでお断りしました。その加害者のトラックの運転手が、州政府の知事の関係者だったので、損害賠償をするのはほとんど不可能でした。しかしながら、なぜか、結果的に遺族が多額の賠償を得たという話を聞きました。つまり、遺族は山に登ってポル・ポト派の将軍に頼んで一筆知事宛に書いてもらったらしいのです。「その家族にいくら払わないと攻撃する」という脅しのブラックメール1本で、多額の賠償金を得たということなのです。いってみれば、まさに人権侵害の権化であるポル・ポトが、ある意味でロビンフッド的な役割を演じているという世の中で、人権や平和を達成していく上において、やはり司法とか、法律の役割が紛争を予防したり、あるいはそのような紛争を平和的に解決していくということが、非常に重要であるということを感じたわけです。

あまり時間もありませんので、本論のほうに入ります。まず、私の報告書ができておりますので、サッと目を通していただければありがたいのですが、国際機関等の説明につきまして、特に120ページの表にまとめてありますので、この各機関の援助機関対照表をご覧ください、若干の説明をする程度にとどめたいと思います。

実際のところ、世界中で多くの機関が法整備支援をやっておりまして、私が対象にしたのは15機関に過ぎないわけですが、特に世銀グループ、国連関係のグル

ープ、その他の国際機関、それから2国間という形で調査をいたしました。

まず、世界銀行、IMFといったいわゆるブレトンウッズ体制下で設立された機関ですけれども、当然世界銀行は経済開発、マクロ経済からの開発という任務を負っておりまして、その関係から、特に法律に関しては最近非常に積極的にやっております。この『世界開発報告書』の1997年版を見ていただきますと、国家の役割というテーマで書いてあるのですが、第一の任務として、「国家は法的基礎を確立する」ということを唱っております。そのような形で非常に法律整備の支援というものがクローズアップされてきているわけです。援助額においても、世銀は現在約5,000万から約1億ドルぐらいを法制支援に投じているということです。世銀は巨額のファンドを持っていますので、法制度支援の額は全体の1%にも満たないわけですが、これも増えています。

予算については、わかりやすいグラフにして報告書の122ページに入れてあります。これ自身そんなに正確ではないので、多少そのへんは割り引いてください。

世界銀行を実際に調査した中で明らかとなったのですが、法整備については、この9月ぐらいから担当弁護士3人を6人に倍増して一つのチームを作るというお話でやっているようで、今後も増えていくということです。世銀については、もちろん目的は経済社会開発のためのガバナンス推進ということでして、特に汚職防止と民間セクターの支援ということが大きく取り上げられております。その目的のために、投資環境整備として法整備、行政・司法の権限強化を行い、これらを構造調整の一つのコンディショナリティーとしても使っているということにです。

次に国連グループのほうに移りたいと思います。国連グループはやはりUNDPが何ととっても大きなところでございまして、こちらのほうは人間開発という観点から、「持続的可能な人間開発を目的としたガバナンスの向上」という目的で法整備支援をやっている。だいたい予算的には世銀と同じぐらいのようです。

実際の内容、方法等は統治制度—特に議会や行政、司法を中心に—を支援し、また人権、環境、貧困対策、法に関する市民社会への支援、例えば法律扶助など無償供与を中心に実施しております。

さらに国連グループの中にはいろいろな専門機関がございまして、国連商事法

取引委員会、略称UNCITRALという組織があります。先進国の法律、特に商事法については、各国々の法律が違っていると、いろいろ商取引の障害になるということで、UNCITRALは、基本的には先進国の法律の統一を目指す機関であるわけですが、作ったモデル法を途上国中心に移転していくというようなこともやっているわけです。

また、私が勤めておりました国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）でも法整備支援をやっておりまして、これは難民の流出を未然に防止するという予防的な観点から、先ほど申しましたように法律なり、司法によって人権侵害を防止していくという観点からやっているようで、特にキルギスタンなどでも司法支援を盛んに行っているというふうに聞いております。

その他、国連にいろいろな専門機関例えば、ILO、WHO、FAOなどがありますが、意外にも多くの機関が法制支援を行っておりまして、例えばFAOなどでも特に農業法について、地方などに最近コンサルタントを入れてアドバイスをするというようなことも聞いています。

次に他の国際機関に移りたいと思いますが、OECD、これは国際機関といいますが、かなり性格が違っていて、先進国の国際協力クラブといわれているわけです。OECD自体は政策対話という手段で、政府の公務員、政策決定者に対するアドバイスという形である程度法整備に関与しているということです。ただし具体的な法の立案などというところまで入っていないようです。

それから、EU、EC関係ですが、これはやはりEU統合に向けた一つの前提として、人権、民主化という価値を共有する者たちでないと統合ができないということがありますので、ヨーロッパの統合を促すための一手段として位置づけているようです。

それからあまり聞き覚えがないかもしれませんが、国際開発法律研修所（IDLI）も実は国際機関でして、これは1983年頃に設立されたものです。それ以前はNGOでした。法律家養成を任務としローマに本部を置き、10カ国以上が加盟をしているのですが、日本はまだ残念ながら未加盟です。ただし結構ファンドを出しているようで、いろいろ日本とも関係があるわけです。これは、EBRDの発表の中で出てくるとと思いますが、このような国際研修機関を使って、欧州にお

ける法律研修などもやったりしております。

では、2国間援助の機関のほうに移りたいと思います。まず、英国には基本的にDFID、UK-Know How Fund, British Councilという三つがあるわけですが、UK-Know How Fund自体は今度統合されて、DFIDの一部になったようですので、基本的にはDFIDとBritish Councilの二つということです。DFIDとは開発援助庁であり、政府機関でして、British Councilというのは政府から独立した公的な機関です。

英国は、最近労働党政権になってから、貧困対策を中心に援助政策をある程度変化させております。特に法整備支援についても、もともと民間の投資を促進する観点があったのですが、貧困対策を中心にしたもの、あるいは女性の問題とか、社会福祉等のほうに若干その視点が移っているようです。

USAID、これは調査した中では一番金額が大きかったので私もびっくりしたのですが、おそらくこの機関が、法整備支援については一番早い時期から関わっていたのではないのかと思います。ご推察の通り、かなり予防外交、世界戦略の一貫として、國務省を中心にした政策があって、この支援を実施しているようです。基本的には人権、民主化、法の支配の貫徹ということで、持続可能な開発とか、移行経済の支援という形で最初はやっているようです。

次に、カナダのCIDA。これは人権、民主化、グッド・ガヴァナンスの発展、と開発を目的にするということで、金額的にはそんなに大きくはないのですが、日本に非常に参考になるいろいろな援助をしております。というのも、ご存じかもしれませんが、カナダというのはフランス系のケベックと、それ以外の英国系とから成り、法律の体系からしますと、英米法の国でありながら、大陸法のフランス法制を内包している国柄ですので、両方の視点からものが見えるということで、その観点からこの種の支援において比較優位があるということです。私が調査した際も、日本はまさにそのような意味では、英米法も受け入れている国ですので、法制支援の上では有利ではないのかということが示唆されました。

最後にドイツのGTZですが、これは移行経済、市場移行のための投資環境整備ということを一応目的に挙げているようですが、かなり広範にやっております。いま25ぐらいのプログラムがあるということで、報告書の97ページにそのリスト

がありますけれども、相当広範に支援活動をやっております。

特にGTZの中には特別の法整備支援のチームがあって、弁護士がいま6人専属でやっているということです。かなり日本とドイツの法は文化的に近いというか、もともと日本の民法・民事訴訟法はドイツから受け入れられたこともありまして、その意味で比較の対象になるのではないのかと思います。社会における弁護士の数からしても、英米ほど多くはなくて日本に近いと思うのですが、そのようなところでかなりの数の弁護士を専属で入れているということは、かなり驚きでした。あまり表面に出てこない地味な支援ですが、比較的堅調にやっているという印象でした。

これでだいたい概観を説明したわけですが、次に援助機関の法制支援の動向を分析してみたいと思います。

まず法制支援の目的ですが、これは機関によってそれぞれですが、一応三つにまとめられるのではないのかと思います。一つは開発のための「グッド・ガバナンス」という視点からくるものです。これはいわゆる法の支配、司法の独立によって、行政の透明性や説明責任 (accountability) を確保し、人権や民主主義を実現していくという観点です。

二つ目に市場経済へ移行するための民間セクターの発展ということで、投資促進、経済インフラとしての法の支配という目的です。

三つ目に平和創造、武力紛争の予防とか、難民、人権問題の根本的な解決に向けて法の支援という目的です。この三つの目的に集約できるのではないのかと思いますが、これらはそれぞれバラバラで排他的というわけではなくて、相互依存・補完関係にあるのではないのかと思われます。それをアウトライン図で描いてみました (付録2, 100頁参照)。

そのガバナンスという一つのコンセプト自体もちょっとわからない、不明確ですが、よりよく政府の国家運営をしていくという観点から、人権・民主化や平和や市場経済投資という国家目的があるわけです。法の支配というのは、それらを実現していくためのフレームワークとしての制度的なものとして位置づけられ、それぞれの目的に関連していて、ある意味で先の図のような四角錐のイメージです。このように法律の多様な面というのが最近いわれてきていると思われま

特に国際社会が相互依存という形でより小さくなっていきますと、多様な側面で法の不可欠性というのがより顕著になってきて、そのようなものに関わらざるを得ない。つまりロシアの法律に、なぜ、日本が関わらなければならないのかという、やはりそのような経済の問題、平和の問題ということでつながっているわけで、そこがやはり大きな観点だと思われまます。

次に、各機関の法制支援の内容及び方法等ですが、内容については一応三つ考えられると思います。一つは、世銀・IMFの構造調整におけるコンディショナリティーとして政府に義務付けていた中味に、法整備が入っていたわけです。つまり、条件を成就するため、一つの技術協力という形で無償で始めたのがもともとであったと思われるわけです。これが発展して、「独立融資案件としての総合的包括アプローチ」と書きましたけれども（付録2、100頁参照）、例えば、ごく最近、ロシアに世銀が同法支援のために出した融資がございまして、これは確か5,800万ドルの規模です。その融資の中には、裁判所の建設から裁判官の養成、それから裁判関係の判例等の情報整理その公表も含まれており、包括的な司法支援という形で実施されておりこれは非常に新しいアプローチだと思うのです。このような政府に対する開発案件の融資としての支援もありまして、おそらくアジア開発銀行等の開発銀行系には今後徐々に広まっていくアプローチではないのかと思われまます。

第2に、EBRD、これは多少世銀・IMFとは違った立場を取っておりまして、あとからご説明があると思いますけれども、いわゆる民活プロジェクトを実施しています。民間の活力を使って発展を促し、移行経済の中での民間の融資を進めていくという観点がありまして、このような銀行の投資案件の前提としての法整備というものがございまして。

例えば、基本的に民間にお金を貸す場合があります。民間とは何かというと、だいたい企業になるわけですが、会社法によって作られるような株式会社が企業です。しかしそのような会社法がなければ、当然相手方がいないわけですし、仮に相手方がいて、お金を貸すにしても、政府から保証をもらえるわけではないです。したがって焦げついてしまったら、権利を実行して裁判所に訴えるなり、あるいは担保を実行するということがあるわけですが、その前提としての担保法を

作るなどの、ミクロ的な法整備支援を行うことがあるわけです。

それから三つ目に、OECDや欧州評議会などのように、政府の政策対話という形でいろいろアドバイスをしていくという非常にソフトなアプローチがあると思われる。

次に、方法としてはファンドを付けるようなことから、組織の中で法整備支援の専門家チームがいて、それが実際にアドバイスを直接やるものと両方、つまり直接・間接の両用があると思います。特にEBRDについては、法整備支援のチームがございまして、自らそのようなアドバイスをするというのを任務としています。EBRD以外でも、例えば世銀でもそのような機能があますし、UNCTRALはもちろん法の統一の観点から助言をしておりますし、若干トレーニングもやっているようです。それからIDLI（国際開発法律研修所）は、もともと組織の存在意義自体が研修ということにありますので、特にそのような研修チームが直接実施にあたるわけです。

それからUNDPは、むしろファンディング・エージェンシーといわれているように、各実施機関のほうにお金を配分するわけですが、確か去年その中でガバナンスに関する要請が全案件の47%くらいあったといわれております。その中に法律関係の案件がだいぶ入ってきている。

USAIDも一応弁護士が本部にいるわけですが、現実には、NGOといわれる民間の機関、弁護士会などが中心に費用を出すという形で、ファンドを付ける支援が中心になっていて、USAID職員が直接アドバイスするという事はないようです。

次に、このような機関が抱える課題は何かということで、若干それについてまとめていきます。

まず一つは、「法制の有効性」という点です。これは制定された法律が実際はほとんど機能していないということが多くございまして、これはどこの機関もみな指摘していることです。

これには三つの面がございまして、一つの面は、立法して法律を作るわけですが、そのできた法律自体が実際の現地の文化や伝統を考慮していない、あるいは立法の段階で現地の方々の意見を十分反映していないということで、せっかつ

くった法律も、実際のところ押しつけに過ぎないというか、実際に機能し得ない非現実的なものだったということもございます。国連をはじめ国際機関ですとどうしても、国際基準というものにやはりこだわります。実際のところ国際基準が通用しないところに国際基準を持ち込むと、全然機能しないというのは当たり前のことです。ただそのようなことがなかなか実際のプラクティスの中でまだ十分に活かされないというか、現地のものとの調和というところが難しく、そのへん地域研究を含めた現地の法律家なり、現地のスタッフとの連携ということが大事ではないのかと思います。

二つ目に、法律ができたとしても、今度は法実施のための制度がないという場合が多々ありまして、例えば担保法をつくれれば、これを機能させるために登記制度が必要になるわけです。日本でも、抵当権を付けたとしても、それを登記所に届けなければ権利として有効に保護されないわけです。そのような制度は、一応法律に書かれているけれども、資金難などからまだ登記所の制度ができていないというところが多くて、実際のところ機能していないということです。

それから司法制度の整備も同じことです。裁判所や矯正施設の状況が悪く、また俸給が異様に低いため実際のところ機能していない裁判官の独立などが例です。カンボディアですと、裁判官の給料が月に20ドルでして、だいたいブノンペンあたりで一家族が生活する10分の1ぐらいの額と聞いております。そのような中で、どのようにして独立を保っていくのかということがありますが、そのような法律をサポートするための諸処の制度なり、モノが整っていないということです。

それから三つ目の問題は法適用、執行のための人材養成ということです。実際のところ、裁判官が法律を適用するだけの能力を持っていないという部分も多々ございますし、裁判官に限らず弁護士、検察官、執行官、行政官といった法律を司る多くの人達が新しい法律についてまったく無知であるという場合も多いわけです。従って立法後にすかさず教育・訓練するという形に持っていけないと、せっかく作った法律もまったく役に立たないということになるわけです。

もう1つの大きな課題としては、法制相互間の矛盾というのがございます。一つの法体系の内部に矛盾のない整合的策定が必要なのは当然ですが、どうしても各機関がいろいろバラバラにありますと、それぞれの思惑もあります。法体系に

は、大きく分けて英米法系と大陸法があるわけですが、相異なる法体系から生まれた法律がバラバラに入りますと混乱を招きます。その意味で法整備を一貫した形でやっていくために調整・統一の機会が必要であるということです。例えばヴェトナムで聞いた話ですと、商務省がカウンター・パートになるのかそれとも司法省かというふうに、商事関係の法律になると、省間でせめぎ合いが生まれるようです。どちらか一方でやると、他方は協力をしないというふうに、援助機関同志もそうですが、政府部内でもなかなかまとまらないということがございます。

最後に、以上を踏まえて、今後どのような方向でいくのかということについて述べます。やはり、まず法実施面の支援を強化するということがあると思います。つまり法政策、立法、制度づくり、司法の強化など、全体の見通しの下に戦略的で総合的な司法権の性質の転換、発展が望まれます。その中で特に法実施面を中心にした研修等の実施、先ほどの鮎京先生の話に出てきたような、いわゆる人材養成という視点を持った法整備が求められるということです。

それから二つ目は、援助機関同志の調整、協力による相互補完の制度ということです。今回EBRDの方が見えていますが、法整備をやっている機関同士が日常的に情報交換、意見交換などをし、具体的な案件の中でも調整、連携あるいは、協力していくという方向性を取っていく必要があるということです。そして援助機関だけではなく、援助受け入れ国も含めた総合的な調整、情報交換というのが大事だと思われます。

最後になりましたけれども、私の発表は海外援助機関に関する法制度ということですので、わが国の役割等については、あとで他の方によるプレゼンテーションがあると思います。したがってポイントだけ若干申し述べます。私の報告書の中で指摘しているように、日本の役割の一つは、欧米とアジアをつなぐ「橋渡し」ということではないでしょうか。つまり、日本もいま金融危機を含めていろいろな意味で転換の時期に至っております、必ずしも同じ面ではないにしても、アジアが抱えるローカルな問題と日本の抱えるローカルな問題が重なる部分もあります。グローバリゼーションという市場経済のダイナミズムの中で、やはり日本はアジアを代弁する立場と、欧米の思考をアジアに反映させていく上での中継ぎというか、触媒というような立場が期待されるのではないのか。

先ほど鮎京先生がおっしゃったような歴史的な比較優位性ですが、明治時代と戦後期に、大陸法と英米法の両用を取り入れて法改革をしてきた経験と、アジアに対する文化的な親和性があるという観点から、やはり日本が積極的に、特にアジア地域を中心に法整備支援に関わっていく意義は大きいと思われます。その中で重要なのは、法の実施面、特に支援制度づくり、人づくり研修といった法実施面の日本の役割と調整者という役割です。日本はEBRDや世銀に対して人をあまり出していないのですが、世界のトップドナーとっていいぐらいにお金はたくさん出しております。お金を出しているところはそれなりの力があるわけですが、なかなかそれがうまく使われていないようなので、その力を使って調整をしていくという方法もあるのではないのか。

そろそろ時間もきましたので、JICAの実施機関としての留意点とか、各専門家の留意点につきましては質疑応答を交えながらお答えしていきたいと思いますが、この報告書の133ページ以降に述べておりますので、これをご参照下さい。

質疑応答

【司会】 佐藤弁護士、どうもありがとうございました。ただいま佐藤弁護士のほうから、「海外援助機関における法制度整備支援の現況」ということでご講演をいただきましたが、この講演に対し、会場の皆さんのほうからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

【参加者】 国際協力事業団社会開発調査部の松浦と申します。世界銀行、IMF、EBRDとかは、ある意味ではお金を融資している銀行みたいのところだと思います。われわれもいろいろなインフラ整備の調査などを行っているのですが、このような中で徴税というか、税金のほうをどのように掻き集めていくのが問題となっています。これも一種の法律、権力を基にしなければ集められないことだと思うのです。そのような取り組みというのは、まだプライオリティーが低くて、とにかく先進国からどんどん投資させて、徴税などはあとだということでしょうか。それともそもそも法整備は大蔵省、国税庁の話であって、法務省の話でないということなのかということをお聞きしたいのです。われわれが援助

をやっていく中で、税金や公共料金などの確保において、どのようなエンフォースメントでお金を取っていくのかというのは、高経済の国でかなり直面した問題という意識があります。

【佐藤】まさにその点は非常に大事な点でございます、税金関係、徴税については非常に大事な観点ということで、世銀というよりはIMFが中心にやっております。IMFについて最近いろいろな議論がございます。けれどもマクロ経済の中で、外貨交換の問題と税金の問題、中央銀行の問題、徴税の問題も含めて、IMFが一つのリーディング・エージェンシーということで技術協力などをやっております。

E BR Dは、税法等では基本的にはIMF等の支援でやっていただくということで、実際のところ特別な援助をしておりません。というのは、税法、徴税ということになりますと、なかなか政治的に難しいというのが正直のところありまして、ロシアの支援等の中でもよく徴税の問題が出てくるのです。税金がちゃんと取られていないということがよくいわれますし、まさにそのとおりだと思われるわけですが、なかなか政治的に介入して実際の徴税にアドバイスをしても、実施が難しいということで、特にE BR DなどはいまのところIMFにすべてお任せという立場だと思います。それはまたあとでE BR Dの方からご説明があるかもしれません。

ですから海外援助機関の法整備支援の中では、IMFのほうがそのような支援をしておりまして、これは、報告書の中ではあまり書かれていないと思いますが、さほど成功していないということです。ただ非常に重要な点であって、IMF以外にも、日本も大蔵省が、確か中央アジアなどで税法関係の支援をたとえばキルギスタンで、金融政策、金融制度の改革についての援助をウズベキスタンで実施していると思います。キルギスタンの税制についても確か東大の先生が派遣されるという話を聞いております。なかなかこれは難しい問題でして、法律整備という中では、法律としても税の場合は若干特殊な問題があるものですから、一般の援助機関、法律整備の形ではなかなかやっていません。ただIMFはそれを一つのメイン・タスクとしてやっているという訳です。

【司会】徴税というのは、国家の存立の基盤ということで、非常に重要なテーマ

かと思えますけれども、なかなか難しい課題ではないかと思えます。

【参加者】シーエム大学の犬内といいます。きょうのレジュメ3ページ(付録2、101頁参照)にある実施面の支援強化、それからわが国の役割、橋渡しなど大変チャレンジングで、非常に大事なポイントをご指摘なさっていると思えます。しかし一般論からいたしますと、「法がある」ということと「実施される」ということはまた別問題ですから、少なくとも5つぐらいのディメンションがあるのではないのかと思えます。

それは、法そのものに内在する論理の整合性というか、ルポールになるような規定があるのかないのかという一つの制定上の技術的な問題、中身の問題です。2番目には、実施するにはかなり政治的なコミットメントが必要ですので、その問題もあると思えます。3番目には、法のエンフォースメントという実施機構の能力の問題が当然出てくるわけです。

4番目には、法の利害関係者等からの下からの突き上げとか、積極的な参加、しかも継続的な参加がなければあまりよくありません。それから5番目には法を取り巻く環境というか、国内的国際的な諸環境があります。

ところで、法の内容から見ますと、ヨーロッパの法を例えば日本が継受すると、継受した法律が実際に実施されるかされないかというときに、どうしても考慮に入れていかなければいけない問題があります。それはその社会の中で法律が持っている合理性です。これはかなり経済の発展段階を照応しておりますし、直接的でなく、タイムラグはありますが、社会構造をかなり照応しております。それから文化的な、倫理的な価値というのも非常に照応しておりますし、さらに政治的なコンテキストもあるだろうと思うのです。

そこで当然、例えばヨーロッパなり、日本なりで持っていた一つの合理性そのものを仮にタイに移植するとか、あるいはアフリカ諸国に移植するといった場合に、継受した国における経済の発展段階とか、社会構造や文化的、倫理的な価値、あるいは政治のセッティングの相違から、そこにはギャップが生じて当たり前です。そのようなことを頭に入れますと、欧米の法文化間の「橋渡しをする」ということの意味は、いったいどういうことになるのか。もうちょっと深い考察が必要であろうと私は考えます。

【佐藤】どうもありがとうございます。まさにその点、お話ができればと思っていましたので、ちょうどいい質問をいただきました。「橋渡し」はスローガンとして出してみたのですが、基本的には法の移転はできない。つまり、それこそ植民地主義的になってしまうわけですし、実際のところ社会が違えば当然法律も違わなければおかしいわけですから、橋渡しというのは、単にこちらの岸にあるのを向こうの岸に渡すということではなくて、むしろ中に入って一緒に考え、社会に適応させていくという過程だと思います。

日本自身がまさに欧米から法を学んで、実際に日本的に解釈し直して日本の法律として作ったわけですから、そのようなプロセスが大事だということで、その観点からして日本は比較優位に立つということです。若干そのへんで議論したいところは、私の報告書の133ページにあります「支援における実施機関の基本的留意事項」ということでして、特に134ページの5-4-2のところでは、「援助受入国側の主体性と当事者意識の醸成」という点を説明しています。

これは有効な法律を作るということも関係していますが、基本的には法律を作るのはその国の人たちの民意によるわけですから、援助する者がいい法律だといってそれを教えるということではないわけです。基本的にわれわれの立場というのは、日本の法律の良い点悪い点を紹介しながら、その国が抱えている問題の中で、どのような法律の観点が、彼らにとってふさわしいのかということと一緒に考えていくということです。その意味で法整備支援、あるいは知的支援といわれているもの一般は、ある意味で創造していく過程だと思います。したがって移転というよりも、まったく新しいものを作るという意味で、クリエイションだと思います。日本法や西洋法を教えるということではなくて、例えばベトナムならばベトナムで、ベトナムの法律をまさに作るという新しいチャレンジですから、情報交換をしながら、意見を出し合っ、知恵を出し合っという中でのパートナーとしての役割というのが大事ではないでしょうか。この観点からすると日本は、いわゆる欧米と比べて多分に優れているのだらうと思います。

私の今の説明では、舌足らずのところもありますので、「実施機関の基本的留意事項」を見ていただいて、138ページに専門家の留意事項として整理した「現地の法文化の尊重」と「エリート主義の排除」にも目を通していただければと思いま

す。法律について、政府を相手にしますと、どうしても権力を持っている人との関係が出てきて、権力を維持する方向に流れてしまう場合もございますので、やはり下からの意見を取り入れていくというような観点、特に法律扶助という観点が必要です。それからカウンター・パート、他国の専門家との協力・連携ということで、政治的な要素につきましてもできるだけ中和していくというアプローチ、その意味で日本としては、コーディネーターという役割がふさわしいのではないのかというのが私自身の意見です。

【司会】海外援助機関の支援の現況ということに関連しまして、さらにご質問がございましたらお受けしたいと思います。

【参加者】法務省法務総合研究所の榎原と申します。援助機関同志の調整、それから協力による相互補完の制度化ということですが、現在においてそのような各国、あるいは各援助機関同志の相互調整、協力関係の構築ということについて音頭を取っているような機関、あるいは国というのが具体的には存在するのでしょうか。

【佐藤】恒常的なものはまだないと思いますが、世銀を中心にワーク・ショップをアド・ホックでやったりしておりますし、EBRDも2年に一度ロンドンで年次総会をやる際にはワーク・ショップ（ラウンドテーブル）を総会の一部を借りて開催しています。そこでは、法整備支援について、各法律家、あるいは政府の方を中心にプレゼンテーションがなされるのですが、その際に世銀、ADB、IMFといった国際金融機関を中心に、EU関係も参加します。このように、アド・ホックにはあると思いますが、まだ具体的な枠組みというのは非常に流動的で、日本の国内も同じでしょうけれども、国際機関同志の組織的な問題もございます。どこがオーガナイズするのかとか各機関によって思感が違う訳です。それはそれで各機関同志が競争することは良いことではあるのですが、そのへんはまだ流動的で、どこの機関も「調整が大切」だと建て前としてはまさにいうのです。各論としてどのようにするのかという部分になると、いま考慮中というところが多くございます。

そこでイニシアティブが取れるのはやはり日本ではないのか。つまり、アメリカはもちろん非常にアクティブにやっているわけですが、それだけに反発も実際

のところ多くて、先ほど申しました戦略的な位置づけがあるものですから、なかなかその意味で色が付いていると見られます。ヨーロッパはヨーロッパで、特に東ヨーロッパであれば、ある程度イニシアティブを発揮できるのですが、中央アジアを含んだ部分でやるとなるとなかなかうまくいかない。アジアの場合には、やはり日本が当然期待されているわけですが、世銀、ADBなどへ資金を出している大蔵省の情報と法務省や外務省に係る利害等との情報が現地レベルでは十分に伝わっていないということを感じます。確かに現地に行くと世銀の関係者がそのことを全然ご存じないということがございまして、そのへんもうちょっと調整が必要だと思われまます。まず日本の中での調整が必要ですが、相当大きなお金を出していて、それによって各機関が法整備支援をしているわけですから、日本がそういう調整という役をかって出れば、かなりのところでイニシアティブを取ってやるだけの実力は持っていると思います。その意味で、期待とか、責任もあると思いますので、ぜひ、法務省、外務省さんのほうからもそのようなご提案をいただくなり、きょう、EBRDの方も来られていますので、そのへんを国際機関のほうに直接お聞きいただいてもよろしいと思います。またぜひ、JICAベースで、そのようなことを議論していただければ、私としては調査研究をやらせていただいたかがあるというものです。

【司会】 ほかに何かご質問がございますか。

【参加者】 国際協力事業団に勤務しています福西と申します。二つ質問をさせていただきます。

一つは、先生が活躍されていた範囲、あるいはお知りの範囲内で結構ですが、法制度整備に関して、協力側と被協力側（受け入れ側）で実際にやり取りしていく中で紛争が起きたことがあるかどうか。つまり本来法制度整備とか、立法といったものは主権に属することだと思いますが、当初は仲良くやっけていても、「そこまで首を突っ込んでくるのか」という声が、実際に向こう側の国民とか、マスコミなどから上がってきたような事例があるかどうか、もしお知りでしたら教えてください。

もう一つは、向こう側のカウンター・パート機関（受け入れ機関）として、立法府、議会が対象になってくることがあり得るかどうか。それとも実際上は行

政府や、裁判所とか、そのようなところだけになってくるのか、そのへん教えていただきたいと思います。

【佐藤】主権侵害については、私がEBRDで仕事をしているときには、そのようなことを直接いわれたことはないのですが、そのへんはやはり配慮しなければいけないと思います。特にEBRDの場合は民間貸し付けですが、政府に法制改革を迫る際に、「改革をしないと援助がうまくいかないよ」という形での、ある意味では脅しになってしまうのです。特にIMFとか、世銀などはもっとストレートに、先ほどの融資条件、すなわちコンディショナリティーに関わるわけです。EBRDの場合も、世銀との違いをよくいわれるわけですが、世銀は大きな融資を持ってしまっていて構造融資、調整融資でドンと出すわけです。その条件の一つとして、法制支援で法整備を求め、それを相手側が飲まなければ融資が実現しない。

IMFはご存じのようにインドネシアの問題などでは、融資のコンディショナリティーとして、破産法の制定をあげていましたけれども、それは国際法上は政府は断ることができるわけで、別に侵害ではないのです。ただ現実問題として、やはりそれを断ったら国がもう潰れしまうということになると、実情は侵害というように考えられるのではないのかと私は思います。

そこで、やはり大事なのは、だからといって手をこまねいて傍観するというのではなくて、理解を得ていくというようなアプローチが必要だということです。例えばいま出ましたインドネシアの問題ですと、私は調査でIMFに行ったときにちょうど金融危機の最中でした。IMFだと非常に手続きが迅速らしいのですが、IMFのスタッフがポンと飛んで、国際入札とかをしないで、電話一本で一応その道の専門家といわれている人、破産法の専門家を送って1週間以内に法律を作るのだ、という話を聞かされびっくりしました。そのようなことをやられると、やはり困ると思うのです。それは要するにペーパーだけの問題で、「融資契約書にサインするために必要だから1週間以内に法律を作れ」という話では、やはり本末転倒の話です。確かにフォーマリティーでそのようなことが必要としても、やはり実際の援助というのは何年もかかって調整しながらやっていくものですから、日本が関わる余地というのは私はあると思うのです。だから援助でも、人

づくりというか、研修を中心にした形で、ごく長期的なものでやっていく。IMFはそのようなアプローチだから、長期支援については日本にやって欲しいという話をしていましたけれども、その意味で主権侵害という観点からしても、やはりソフトな援助、研修を中心にした援助に落としていくことが大切ではないのかと思います。

それから立法機関の援助ということですが、これは特に中央アジアで問題になったのですが、カウンター・パートは政府になるわけです。まず政府のどこ、つまり法務省がやるのか、あるいは大統領府がやるのかということいろいろもめるのですが、一応政府を相手にしてやったとしても、立法府の人が加わっていないと、結局ドラフトができた段階で、「いや、立法府は全然そういうのは知らない」ということで、立法府で全く無視されてしまうということも多々あります。したがって立法府からの代表も入れた形でワーキング・グループをつくって、その中でアドバイスをしていくというアプローチを取っていると思うわけです。

その意味で、立法府のほうは、逆にわれわれが法律を作るのに、「なぜわれわれのところに来ないのか」ということを援助機関に言ったりしてきて、かなり嫉妬をもつこともあるようです。法改正というのは政策の一端ですから、どうしても行政府を直接にカウンター・パートとしなければならないのですが、もちろん民主国家として法律を作る以上は、最終的には国会の承認が必要になるので、なるべく早い段階から立法府と連絡・調整を取りながらやっていくということが必要です。

ただ立法府だけをカウンター・パートとしてやることはまずないと思います。というのは、いま申し上げたように政府の政策としての法制支援ということになりますから、あくまで立法府はそれを承認していく過程に関わるということで、コンセンサスをつくっていく過程で援助体制に組み込まれるとしても、直接に立法府による立法そのものの起草、起案を細に亘って支援するというところまではまだ国際機関自身はやっていないと思います。ただこのへんは、今後どういうふうにコーディネートをしていくのかということが非常に重要なことだと思います。

日本でも立法対策、国会対策費とかいって、それなりに費用が掛かると思うのですが、立派なドラフトができて、結局国会で通らなければ法律にならないと

ということです。何かちよつと不透明な部分が入ってくる可能性もあるわけです。

つまりローカル・コンサルタントといような名目で、立法府のほうに資金援助をしろとかという話も具体的に出てくるわけです。そのようなものは、先ほどの汚職との問題の中でどこで線を引くていくのか、つまり日本でも国会対策費というのがあるのでしょうか、それを必ずしも汚職というふうにレッテルを貼るべきではないのでしょうかけれども、それがどのような意味を持っているのかということを含めて考える必要があります。単にすばらしい法律を起草すれば、それですむ問題ではなくて、政治がやはり絡んでくるので、そこは非常に慎重にやっていく。まだまだそれはトライ・アンド・エラーの段階ですから、はっきりしたガイドラインがないと思います。まさにそれは現地で専門家が一番悩まされるところだと思いますし、その意味で、今後そのようなところを十分に研究していく必要があると思います。

【司会】 それでは佐藤弁護士の講演と質疑をこれで終了させていただきます。佐藤弁護士、どうもありがとうございました。

5. 欧州復興開発銀行の法制度整備支援

欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チーム

マネージャー

ジェラルド・サンダース

欧州復興開発銀行法務部法制改革支援チーム

弁護士

赤羽 貴

【司会】 EBRDのご紹介と同行の法制度整備支援の取り組みにつきましてお話しいただきますジェラルド・サンダースさんは、ニュージーランドにて経済学位及び法学位を取得され、ハーバード大学ロー・スクールにおいて、法学修士を取得されました。ニュージーランド及びアメリカ合衆国の法律事務所に勤務後、ブリテッシュ・ペトロリアム勤務を経て、1993年よりEBRDに勤務され、現在は同銀行の法務部チーフ・カウンセルで、法制改革支援チームの担当マネージャーをされております。

また、赤羽弁護士は、1987年に東京大学法学部を卒業され、1994年ジョージタウン大学ロー・スクールにおいて法学修士号を受けられました。法律事務所の勤務を経て、1997年よりEBRDに勤務され、同銀行法務部内の法制度改革支援チーム所属弁護士として、東ヨーロッパや中央アジア諸国における法制度改革に取り組んでおられます。

【サンダース】 皆様、こんにちは。皆様方と一緒に議論できることを非常にうれしく思っております。まず第一に、EBRDの組織についてご紹介し、そして法制改革支援チームのプログラムがどのようになっているのかということについてお話ししたいと思います。そのあと赤羽氏にお願いしまして、具体的な法制改革支援チームのプロジェクトについてご説明をいただきたいと思っております。

まず、銀行の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

EBRDは何であるのか、ということでもありますけれども、これは、多国間金融機関の中でも新しいものでして、1991年に設立されたところでございます。当

時は共産主義が崩壊しているときでして、西欧諸国の対応策としてできたものです。共産主義圏が崩壊するに伴って設立された機関ですが、この機関の設立によって、こういった国々の体制を市場経済の体制に移行させるということを目的としたところです。そしてまた法治国家については、多数政党により政治体制が運営されるというような体制への移行を支援するものであったわけです。

58カ国が出資しており、その3分の1の出資分に関しては、資金源あるいは財源として確保されております。残りの3分の2のほうは金融危機にならない限り、まだコールされていないというようなことで、トリプルAのクレジット・レーティングを得ております。

この銀行は旧ソ連邦諸国を対象としています。1991年から状況が急速に変容しているということをご説明するために申し上げたいと思いますが、いまチェコスロバキアは2カ国に分離独立しておりますし、東ドイツはドイツ連邦政府に統合されております。またユーゴスラビアのほうですけれども、マセドニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、スロベニア、クロアチアという国々に分裂してしまっているわけです。それからユーゴスラビアもあるわけですが、これはこの銀行の出資者ではありません。ソ連邦でありますけれども、こちらは完全に崩壊しております。

ということは、ヨーロッパにあるEBRDは、現在中央アジアの諸国も含んでいるということになります。銀行は58カ国の出資者を持っているわけです。これらは加盟国であるわけですが、それと同時にヨーロッパ投資銀行、そしてECがその出資者となっております。日本も8.5%の持ち主、即ち、8.5%分の出資をしているということでありまして、出資率に対しましてはアメリカの10%の次に来るわけです。日本、ドイツ、フランス、イタリア、イギリスそれぞれが8.5%の株主になっているわけです。株の51%はヨーロッパ諸国が所有しております。そしてこの銀行は、26カ国の支援対象国にそれぞれ代表事務所を持っております。タジキスタンについては、ミッション・アドバイザーがレジデント・オフィスの中に存在しているわけでありまして、またロシアには、いくつかの事務所が開設されております。

銀行は健全な銀行運営の原則に則って運営を行うということになっていて、

自分で資金を用意しておくことが原則になっているわけです。ソフトローンはいたしませんし、またファースト・デスパートメント・ローンあるいは構造調整用の融資というものはいたしません。

もちろん財源を確保しておくということが非常に大事な目的ではあるわけですが、もう一つの大きな目的は移行過程を支援するという点であります。これは非常に政治的な性格をもたらすことにもなるわけでありまして、これについてはまた後ほど少しお話ししたいと思います。ただいまのところ申し上げておくこととしては、現在銀行としての財源が潤沢に運営されていくということ、市中銀行的な機能を果たしていくこと、それとまた制度的な目的というものを果たすことを主眼として機能しているということでありまして、

E B R Dはその設立合意書に基づいて存在しているわけですが、移行期を支援し、そして市場経済の体制を確立することも目的としているわけでありまして、そして企業家精神を培い、市場原理が機能するようにすることが大事なこととなっております。

そういう中において、金融機関の強化というのも一つの役割になっています。これは経済を十分に機能させるために、そしてまたE B R Dのほうでは直接地元の中小企業に関与することができませんので、その中小企業に対して、あるいは中小の起業家に対して、金融機関を通して支援するということになるわけです。そしてその意味において、金融機関を支援する立場にあるわけです。

もう一つの利用として、このような金融機関、銀行というのは貯蓄と投資の橋渡しをする非常に大事な役割を果たしているわけでありまして、この地域のクレジットを提供する信用供与の面におきましては非常に大事な役割を果たしているわけでありまして、また、E B R Dは民営化、あるいは企業整理・統合などに関しても関与するわけでありまして、そして国の関与というものをできるだけ削減するという方向に動くように企業の活動を支援し、そして民間部門の育成にあたるという役割を担っております。

E B R Dはほかの銀行とどのように違うのかという点ではありますが、一番大きな違いとしては、政治的なコンディショナリティーが非常に明確になっているということでありまして、IMFや世銀とは違いまして、E B R Dは選択肢が設けら

れているわけです。どのような国において業務を展開するのかということについてのコンディショナリティーがあるわけです。具体的には、実際にこの政治的な目標を達成するだけの進捗状況が見られないということになった場合には、そこは支援されないことになるわけです。目的としては、法治国家としての資本主義体制、あるいは市場原理をベースにしました経済体制を確立しようとすることであります。

そしてまたユニークな点として、いまEBRDでは、環境問題が非常に大事な検討事項になっております。またEBRDは、民間部門そして公共部門の両方をまたいでいるという感じであります。世銀のほうでは公共部門のみという形になっていますし、またIFCは完全に民間部門という形になっているわけですが、国に対する融資、あるいは民間に対する融資にしましても、それぞれのプロジェクトの健全性というものが必ず前提条件になっているわけでありまして、EBRDは、民間部門に対しても投資するわけですが、この設立規定の中でも唱われておりますように、EBRDは、その資源の40%しか公共部門には投下できないようになっております。現在71%が民間部門に向けられております。

さらに健全な銀行業務を遂行していくということが条件であるわけですが、コマーシャルバンクとは競争しないということでもあり、特に合理的な条件でもって融資することができるようなプロジェクトであった場合には、民間の銀行に融資をお任せするわけでありまして、EBRDは、最後の金融手段としての役割を果たすということでもあります。

また顧客に対しては、いろいろな投資の形があるわけで、その大部分は融資であります。エクイティーも取得することがあるわけです。ですから株式の形で投資あるいは保証するという形で関与するということもあるわけです。EBRDは、ほかの国際機関とは違いまして、実際に網羅する地域というのは非常に限られているわけです。つまり中央アジアを含む旧ソ連邦の国々及び東ヨーロッパということになっているわけです。

一般的な国際金融機関や普通の市中銀行とは違いまして、EBRDは、いろいろな政治的なリスクを吸収できるようになっているわけです。この地域において政治によってもたらされるようなリスクを吸収するようになっておりまして、そ

のベネフィットに関しては、EBRDを通じて融資するというようないろいろな条件を、コマーシャルバンクに対しても享受せしめることができるわけです。

これが基本的に可能となっているのは、実際に銀行業の役割を果たしているところがそれぞれその国での株主になっているからであります。そしてEBRDはそれぞれの国の政府と対話を確保しています。このような形で、その地域の政府と密接な関係にあるという例としてお話しできるのは、中央銀行と各国の関係の官庁に対して、EBRDがハード化し確保することができるような役割を果たすことができるという点です。また債務国の一般的なモラトリアム（支払停止）の影響を受けないことが、EBRDの特徴であります。

そのために、優先的な債権者としての立場を享受することができるようになっていくわけです。債務国のモラトリアムという事態に関しても、様々なリスクを吸収することもできるようになっているわけであります。

また銀行のほうでのコマーシャル・リスクはコマーシャル・バンクのそれとほとんどの場合同じですけれども、もう少し規模の大きなものだと考えていただければいいのではないかと思います。というのもEBRDは、コマーシャル・バンクが資金を提供しないようなプロジェクトに資金を提供しているからであります。それもまたそのプロジェクトの市価、あるいは市場価値ということよりも、どちらかというとその政治的な意味合いということが関わっているからであります。

またコンディショナリティーもいろいろな形を取っているわけでありまして、民間の資金調達が潤沢である場合には、それに代わるものではないということ。そしてEBRDは、プロジェクトとともに歩むということによりまして、そのプロジェクトの実現を実際に確保するわけです。旧ソ連諸国にEBRDが存在することによって、プロジェクトがダメになってしまうという可能性が低くなるわけです。EBRDは、公共部門の場合プロジェクトの準備をするということがありますが、もしそれが実現しなかった場合にそれを保証する必要がないわけでありまして、民間部門の場合には、やはりマンデートを得るということになるわけですが、国家の場合にはそのようなものを得ないわけでありまして、相当の作業が国家のオペレーションのほうに傾注するということがあるわけです。そしてプ

プロジェクトが実現しなかった場合には、この開発リスクは銀行のほうで吸収するという形を取っているわけです。

次のスライドですが、これは、銀行側がどのようなところで中心的に投資を行っているのかということを示した図です（付録2、107頁参照）。

投資先ですけれども、いろいろな業界、事業に投資しておりますが、何と云いましても金融が一番大きな領域となります。その他、重要なのはエネルギーの分野、それから天然資源もそうです。また電気通信、テレコムという領域に投資しております。

このグラフは何を示しているのかというと、投資の分布別で（付録2、107頁参照）、一番大きいのが金融です。その次が製造です。そして第三がトランスポート、それから倉庫になります。

当行の投資の29%がローンという形を取っております。現在では、公共部門への投資は融資という形しか取っておりません。民間部門のほうへの融資は53%となっておりまして一番大きい部分を占めております。その間、民間部門に対する株式投資もやっておりますし、また保証もやっております。

さて、資源の分配という意味で最も大切なのは、E B R Dはその投資のオペレーションをどのようにやるのかということにあります。健全な銀行業務の原則が求められておりますので、社会の構造改革のためのローンなどはできません。例えば法改正のためでもそれを行うことができません。また同じような性格もありまして、具体的な、法制改革支援プロジェクトにもローンを提供することはできません。ただ、そのプロジェクトがローンを返済するような利益が計上されるという場合は別であります。現時点ではそのようなローンはあり得ないと考えておりますので、法制改革支援の案件は、すべてドナーによって資金調達されているようなプロジェクトを実施しております。

技術援助はかなりやっております。必ずしもすべてが今日の演題である法整備支援という形を取っておりませんが、技術協力の中で法制改革プログラム（legal transition program）という形で実施しています。このプログラムは、銀行がオペレーションをやっている諸国において、民間の商事及び金融取引の実施を支援するための法環境を整備するということでもあります。そして民主的で開放的な市

場経済への移行を促す援助を行います。

ここで注目していただきたい言葉が二つあります。一つは「assist」という言葉です。これはどういう形で、どういう支援を行っているかということです。法整備の援助形態ですが、EBRDはユニークなオペレーションの経験をこの地域に持っており、それを土台としております。この地域で最大の投資家であり、またロシアの最大の投資家でもあるわけです。つまりオペレーションの経験があるわけですから、その経験を生かすという形での援助を行います。そしてこの経験を補完する形で、EBRDは経験的な調査を実施しています。この調査の結果は何回か発表されております。

1995年に行われた調査では、対象地域における投資法の評価を行っています。どのような方法で行ったかという点、その地域にいる民間部門の法律家や学識経験者の中で、この地域に造詣が深い者たちを対象にして調査を行いました。そして広く二つの課題を検討しております。一つは、規範的法則の質はどうかということ、それから法の役割はどのようになっているのか、そしてどのような基準をもって法律が制定させているのか、投資については国際的な基準に照らして評価されているのかどうかということです。

それからこの調査は、法律の実効性についても検討しています。つまり、法律へのアクセスはどのようになっているか、法律の解釈等への助言はあるか、成文化されているか、そして法の制定にあたっては誰が参加したのかというようなことが調査の対象となりました。また実効性の判定については、業務的には運用面においてどの程度サポートできているのかということを見ています。例えばローンをサポートするための担保があるか、担保を登録する制度があるかということでした。前者については、答えは「イエス」だったわけです。ところがその実効性、つまり実際に登録制度というものが現存しているのかどうかということについては、驚いたことに「ノー」という答えが多かったわけです。

それから、司法的に法律がどの程度サポートされているのかという点についても調査いたしました。結果は地域全体を通して、紙の上での法律の質というものは、これらの法律をサポートする制度より、はるかにいいということがわかりました。つまり、実際の制度よりも紙の上での法が優れているということが分かり

ました。例えば1995年にロシアでは、法律が実践されておりませんで、紙の上だけのものでありました。これらの法律がどの程度制度的にサポートされているか、実施において意味を持つのかという点については調査済みであり、ロシアについては判断できる程度のものであります。援助を銀行から提供するにあたりまして、法環境についても十分検討を行います。

例えば1995年のような調査を、その後も行ってございまして、EBRDに『法と移行』(Law And Transition)という出版物がありますが、これでその調査結果を発表しています。今年の10月に新しい形式で発行を始めてございまして、赤羽のほうから、法制改革支援チームが行った具体的な援助プロジェクトの事例を紹介することになっております。

最後になりますけれども、法環境という問題について取り上げたいと思います。

これには次の三つの要素が関係してございまして、一つは法の役割というところであります。銀行をサポートする場合、まず第一の法的なルールは、国際基準に則っているのかどうかという点であります。非常にわかりやすいルールであります。例えばその判断については、私どもの模範法というものを対象にして、十分かどうかということを判定することが可能です。EBRDがプロジェクトに資金を出してございまして、その場合には本モデルを使って、国が則るべき国際基準はどのようなものかを伝えることはできます。またある特定の領域については、国際基準というものがまったく皆無ということがあります。驚くことに、投資の領域には国際基準がありません。

投資に関わる国際条約というものがありますけれども、投資に関わる国際基準については多くの国が則っているものはありません。ただ一般的に受け入れ可能な基準というものは、いろいろなソースを見ればあります。投資の場合には、例えば世銀のガイドラインが投資について定めています。その中に「ベスト・プラクティス」というものが取り上げられてございまして、また2カ国間の協定を検討することもできます。またソースとしては、国際的な手法について専門家が書いた文献もあるので、このようなものを材料にして国際的な基準を考えていくことができます。

EBRDは国際的な会計基準というものを使ってございまして、これらの基準は、

クライアントにも、そして投資の対象会社にも適用されておりまして、この基準に則ってらっております。この基準であれば、私どもも喜んでサポートしていきます。特にアメリカの証券取引法などでは、まだ一部審議が行われています。その中で、国際会計基準を、外国の市場がニューヨーク株式市場に上場するために受容可能な基準として採用すべきかどうかというような議論がまだ展開されております。このような国際基準がある場合もあるし、ない場合もある。そしてない場合については、これから考えなければいけない。そして新しく国際基準が生まれるつつあるという領域もあります。また最適な法環境ということについてですけれども、これには法制度のサポートの問題があります。つまり法制度のサポートがある場合に法が実施に移されるということです。

第二に司法、民間、法曹界などのサポートがあるのかどうかということも重要です。このようなサポートがあるかどうか、地域の法律専門家のサポートがあるのかどうかについては、EBRDは、法律家や法律学校がいかにサポートされるべきかということについて研究をしております。それから地域外のロー・スクール、例えばアジアのロー・スクールに対するサポートも、EBRDの支援対象国における経験という意味での貢献が可能と考えております。

そして三つ目の要素ですけれども、法環境としてEBRDが少なくともいま重要なものとして認めているのは法文化です。やはりいい法律をただ文章上作っただけでは十分ではない。良い法制度が必要であり、そしてまた、そのような法制度の中の各機関が、社会の中において、特定の道徳的、基本的理念をきちんと認め、そして法の支配に合致したような形で機能しなければ、やはり問題が残ることになります。

まず、一つ挙げられることは、経済的、そして政治的な独立性が保たれるということが大事ですし、もう一つ挙げられるのは汚職・腐敗の問題です。EBRDが活動を展開している地域は、世界の中で最も汚職が蔓延している地域の一つと調査の中で指摘されております。汚職、そして腐敗の改善を考える上で、やはり文化は極めて重要なものの一つであるわけです。これが最適な法環境を作っていく上で、ひとつの重要な構成要因となってきます。最も理想的で適正化した環境を、私どもの銀行では追求していくこととなります。

さて、実際の法制改革プログラムの方法論ですが、こちらのほうでご覧いただけます（付録2、109-110頁参照）。この中で極めて重要な要素ですが、EBRDは法制面での支援活動はあくまでもその国からの要請ベースで行っているということでもあります。それに加え、どのような要請内容であるのか、それがどれだけ真剣なものであるのかということ判断するために、受け入れ国のほうに何らかの貢献も求めます。通常この場合の支援というのは、いわば現物の型となつてきます。具体例を挙げると、例えばある国が自らの電気通信体制を整えていきたいのであれば、われわれはその国に対し、何らかの価値のある協力を要請します。例えばEBRDのコンサルタントたちが活動していくための拠点として事務所を提供するよう求めます。また、その国への参入を容易にしていくために、困難なビザの要件などを要求しないよう要請していくこともあります。そして考えられることとして、円滑な活動を確保していくために、その国に居住している外国人に対して適切な保護を与えるよう求めていくこともあります。

大切なのは、そのような協力を要請している国自体が何らかの具体的な形で、自分たちがどれだけこの法の整備に関わっているのか、それに思い入れがあるのかということを示してもらいたいということなのです。またほかの法制度整備支援を提供していくような人々や団体と競合するような形で支援活動を行わない、とそうように考えています。EBRDよりもより良い協力や援助ができるようなところがほかにあると考えるならば、そのような援助協力をむしろ強化すべきではないのかと思います。

そして他が実施している法整備の協力、援助がEBRDの事業と重複する場合、もしくは他が類似する分野で活動している場合、私たちは、自分たちの業務が競合し相殺し合うようなものではなく、あくまでも協力し合うような状況を確認します。またわれわれは銀行の持っている投資戦略と常に結びついた形で事業を行っていますが、特定の投資と結びつける必要はもちろんございませんけれども、あくまでも投資を促していくような形での法制度整備支援でなければならないと考えています。

そしてプログラム自体の動き方ですが、これはEBRDが持っている「country strategy」、すなわち私どもの理事会で承認された当該国に対する戦略に合致した

ものでなければなりません。そして最後に、グラントによる資金は、組織内と外部のコンサルタントとのために活用していきます。現在EBRDの法制度改革支援チームは6名の法律専門家を抱えておりますが、そのうちの一人が、きょう、ここにきております赤羽貴です。そしてほかにも塩川弁護士が、最近、日本から参加しました。その他、もう1人の日本人弁護士も来年の1月からEBRD法務部にて仕事を始めることとなりました。

そして現在法制改革プログラムの実施については、5つの要とされている領域に焦点を絞っています。それに加え、例えば契約をいかにして実施させるのか、そしてそれを適用させるのかということについても、いま注意を寄せています。ここにある6領域のうちの3つは、殊に新たに参入する段階で、投資にとって極めて重要であり、そしてほかの3つは更なる段階で重要なものとなります。そしてその中では、concessions law というのが大事になってきます。EBRDはしばしば、第一に出てくるものとしては、政府のほうから具体的に天然資源を活用していくためのライセンスなどが与えられていくということなどに関連してまいります。例えば周波数を活用していくとか、何らかの排他的な通信関係のライセンスを取得するということがしばしば見られます。そのような意味において、私たちは concessions、ライセンス法整備について協力しています。

新たに参入していく段階に関わっていくことですが、コーポレート・ガバナンス (corporate governance)、そして資本市場に関わるような事柄についての法律やその関連事項にも関わってきています。資本市場というのは、地元の企業にとって資金調達のために重要なものです。私どもの領域の中においては、中部ヨーロッパだけにおいてこれが適用されますが、しばしばEBRD自らが資金調達し、またファイナンスの源になっています。電気通信のレギュレーションも、新規参入において、特にテレコム関係のプロジェクトに関係して重要なものとなってきます。

そのような3つの要素が良好な投資環境、また投資を促していくような法環境において重要なものとなってきます。また、融資をするときに、その融資がきちんとなされ、実施され、また適用されることも重要です。そのようになると、それに関わるような重要な法律の有無も大切な問題になってきます。

例えば返済を滞らせる、もしくは返済そのものを拒絶したような借り手がいた場合、そのような借り手に対しては、市場への参加を強制的に差し止めるということも重要となってきます。一つの手法としては、破産が当然出てきますので、破産法が重要になってきます。しかしながら借り手のほうを破産させても、債権者が自分たちの債権の回収を待たねばならないのだったら、これは問題があるわけです。

従って担保を確保しておくということもしばしば重要になるので、当然事業活動の重要なポイントとになります。このようにして法律、さまざまな法制度、コーポレート・ガバナンス、そしてそれを支えている文化が重要になってきます。そしてわれわれはEBRDが行った投資の入口だけでなく出口に関しても、この地域の中で、もっと優れたものが提供できるようでありたいと強く願っています。なぜ、EBRDは税の徴収に関する改革支援に関わってないのかという質問もありましたが、私たちは税の徴収面にあまり明るくなく、私たちよりも優れた知識や経験を持ち、そして重要な法整備に関わるようなことについて貢献できる組織が他にあるわけです。

さて、EBRDが提供してきたこのようなさまざまな協力の中で、殊に外部コンサルタント向けの資金の拠出であります。これについては、テレコムの規制法、資本市場、EUへの新規参入、その他が重要分野として見据えられています。

三つ目としては、担保法、それに続き8%になっているのが破産、そして6%となっているのが、ライセンス法等に関わるものとなってまいります。このようにして法制改革プログラムにはいくつかの特徴がありますが、プログラムについては自分たちが最も強いと思われる分野を最大限に生かしていくということを考えています。まず組織内の人員と能力により、われわれは速やかに自分たちが理念上、法制度の改革等についての支援が提供できるかどうかということ把握することができます。そういう評価がスピーディーにできるわけですが、場合によっては直接EBRDのほうからそのような協力を提供することもあります。すなわち、組織内の専門家たちが直接このような改革等にあたるということが考えられます。外部の人間に頼らないということです。

二つ目の特徴ですが、当然予想できることでありますけれども、テレコム関係

の規制改革について私どもは一番大幅な活動を展開させていますので、このようなプログラムに関わっていく弁護士たちは、投資に関係するような領域について精通している専門家であることが大事です。同様に資本市場について、また銀行の法環境等についても精通していることが重要になってきます。

赤羽貴弁護士の場合には、中央アジアの国々等について極めて精通している人物であり、これも重要なことです。そして法の移行を考えていく中で、プログラムの実施においては現地、国内の法環境に対して敏感であることが大切であります。理想ということももちろん一方で訴えながらも、やはり国際的な基準や標準に照らし合わせた形で国内の文化に合いふさわしい形で法制度を展開させていくことの重要性もわれわれは認めています。

我々のチームにはドイツ、イギリス、ロシア、イタリア、ギリシャ、日本、アメリカ、そしてニュージーランドの弁護士がおり、コモン・ローとシビル・ローの両方からの専門家がおります。このような弁護士は、シビル・ローとコモン・ローのいずれにも精通しているわけではありますが、実践も積んできましたし、実際に弁護士として活動してきたということのほかにも幅広くさまざまな領域の業務にあたってきたということから、そのような経験と専門知識と自分たちが持っている能力をこのようなプロジェクトに投入することができるようになっていきます。これが法制改革プロジェクトの持っている重要な特徴と、方法論に関わっている背景となっています。

お配りしたスライドのコピーのほうでは、法制改革プロジェクトの目標が何であるのか、どのような財源があるのか、そしてまたどのようにしてこれが実際に動いているのかということなどについても詳しく載っています（付録2、105-112参照）。それに加え、プログラムのもう一つの重要なリソースとして挙げられるのですが、民間の弁護士事務所がさまざまな形で協力をしているということがあります。今は限られた範囲ですが、これはどんどん広がっているものですし、EBRDとしても、法制整備や法改革に関わっている他の機関や学識経験者、専門家という人たちとも協力し、この地域をモニターしていくことも考えています。地域全体において改革を促していくこととなります。ということで、銀行の背景と法制改革プロジェクトについての紹介をここで終えまして、赤羽貴弁護士にご

登場いただくかと思えます。具体的なプロジェクトについての紹介、そしてこれまでのプログラムの成功を振り返ってもらいます。

【赤羽】先ほどご紹介に預かりましたEBRDの赤羽でございます。私は、前任の佐藤弁護士と違いまして、EBRDに勤めるまでは約10年ほど、ビジネス法分野で主に渉外関係、国際取引をやっておりました。昨年8月からEBRDにおりますけれども、それが国際機関というところで働く初めての経験でございます。

先ほどジェラルド・サンダースのほうからも紹介がありましたけれども、まずレジュメのA（付録2、115頁参照）のほうを見ますと、「投資家に対する魅力的な法律・規制環境、ビジネス法の重要性」というところがいきなり出てまいります。投資家—主に外国投資家（主に西側投資家）—にとっての魅力的な法律とは何か。もともとEBRDの使命は、市場経済を促進することによって、民主化、市場主義経済化への移行を進めるということに大前提がありますので、パブリック・セクターというよりも民間部門、民間経済、主に私企業に対する投資を重視するというところがそもそもの出発点でありました。

それで1991年に投資を始めたわけですが、旧共産圏諸国の法制度では、当然共通する問題としてソ連時代の負の遺産というか、個人とか法人についてははっきりした所有権概念の欠落があり、土地制度についていえば、いまでも土地には使用权という言葉が主に使われており、所有権という概念が多く国ではまだ導入されていないという状況です。会社制度、株式会社制度の不備、それから先ほどもありましたけれども、破産法制の問題、即ち事業が不振となった場合の法的メカニズムが不明確です。破産法制については、どのように債権者が扱われるのかというのがわからない限り、投資家は当該国まで投資・進出しないということがございます。

あとローンを出すにしても、当然担保が必要なわけですが。担保についても、担保制度というものがあまり従来の旧共産圏では使われておりませんでしたので、どのような制度になっているのかは不明確でした。

一般的にAのところに羅列してありますけれども（付録2、115頁参照）、財

産権に関する法律とは、いろいろな当事者の権利・義務関係を契約等におくもの、もしくは契約の前提となる権利関係を律する法律、民法典などです。それからもちろん会社法です。また担保法、破産法、税法などの整備も必要です。ただ税金の問題は非常に重要であるということを私どもは認識しておりますけれども、むしろIMFとか他の機関がやるほうが、われわれがやるよりも効果的であろうと考えています。あと税金の問題は非常にポリティカルな面があります。なかなかそこに入っていくにくいという問題もあります。

法制改革支援プログラムの目的は、先ほども出てまいりましたけれども、市場主義経済の移行を促進するような法制度を整備するために対象国政府に対して援助することです。

国際機関の中で最近まで、法制整備支援のチームを持っているのは唯一EBRDだけでした。ただし、世銀が最近新しくチームを作っているようです。1995年8月に法務部内に法制度改革支援チーム (Legal Transition Team) というのができて、現在に至るまで26カ国中、24カ国に渡って50以上のプロジェクトを終了又は続行中ということになります。

簡単にやり方というか、方法論を述べます。もちろん事前に非公式のディスカッションをやりますけれども、対象国の政府から正式な援助要請を受けて、先ほどもジェラルド・サンダースのほうで指摘したように、ある法制度につきわれわれのチームの誰かが自らコメントするなり、もしくは「external consultant」(外部の法律事務所もしくは会計事務所) などそれぞれの法律分野にエキスパティーズを持つようなところに委託して、法律制度についてアドバイスするということになります。

その中で後者のほうが数的にはもちろん、予算もよく使うのです。外部の法律・会計事務所を使うのであれば、私どもの法制度改革支援チームのメンバーは何をするのかというと、法制度における問題点の発見に関わります。EBRDの銀行部門、例えばテレコム・チームなり、ナチュラル・リソースのチームがプロジェクトをやろうというときに、政府と話し合ってみると、「こんな法制度の問題がある。何とかならないのか」ということで、私どものところに相談に来ることもございます。また対象国の政府から、このような法律の制定改革にいま自発的に取

り組んでいるのだけれども、何とか援助してもらえないだろうかという形で来ることもございます。

概ね私どものチームは6人くらいしかおりませんが、26カ国をそれぞれ分担して担当しております。私は中央アジアのスタン5カ国（カザフスタン、ウズベキスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン）を担当しております。その法律についてはできるだけ情報をアップ・デートして、しかも各国政府、もしくは法律事務所とコンタクトを取って情報を新しいものにするようにしております。従って対象とする法制度改革が、それぞれのチームメンバーの管轄であったり担当するところであれば、ある程度問題点というのが比較的わかりやすいのです。

いったん問題点が発見もしくは指摘されますと、今度は外部のコンサルタントを雇う前に、政府とのインフォーマルなダイアログというか、対話がございます。「このような問題点がある」「これをどのように修正しようか」もしくは「どのような法制度を導入しようか」ということで話をしておきます。この点非常に時間が掛かる面もございます。後で触れますけれども、佐藤弁護士もおっしゃっていましたように、政府内のどの部門と話をしたらいいのか、大統領府の法律顧問なのか、法務大臣なのか、大蔵大臣なのか、という問題があります。立法府がカウンター・パートになるということはありませんが、正しい相手、ちゃんと当該問題にジュリスディクションと影響力があるところと話をするのは、言うのは簡単ですが非常に難しいことです。

このような形で相手方の政府との対話を続ける。そしていったん対象国の政府から正式な要請、これは通常大臣レベル、法務大臣、もしくはその管轄の大臣レベル以上、時によっては副首相又は首相から来ることもありますけれども、その正式文書を受け取ると、EBRDの中で内部手続き、承認手続きを得ます。それからファンディング（資金調達）ですが、これは各国のドナー、日本政府などに対しこのようなプロジェクトでファンディングして欲しいと要請します。基本的に、ローンでなくグラントですので、その了解を得まして、それから外部のコンサルタントたる法律事務所、会計事務所などを雇うということになります。

いったんそのような外部のコンサルタントが雇われたあとは、政府との対話

をそのコンサルタントを入れて続け、議論をし、そのプロジェクトを監督して、最終的に政府が納得するようなドラフトを作るということが大きな流れになります。

若干その点で、どのような困難があるのか、ということをおあとで具体例で述べさせていただきますと思います。

次のページにいきまして(付録2.116頁参照)、先ほども方法論、methodology というのが出てきました。何回も出てきた言葉に「additional」とか、「additionality」があります。これは私もなかなか最初はわからなかったところですが、EBRDは、additionality というのを一つの原則としていまして、プロジェクトの面でいえば、他のコマーシャルのペイがあるところ、例えば私企業たる銀行、商社などのみでプロジェクトができるようなところではやらない。あえて訳すと、「補完的な役割」といいましょうか、若干それとも違ひまして、「EBRDが行くことによって、意味が付加されるというところではかやらない」というのがより正しい解釈であり、アディショナルリティーの原則だと思います。

「意味があるところ」「意味がある場合」というのは、すなわちほかの国際機関なり、民間部門がやっていないところ、やろうとしてもできないところについて、EBRDが必要と思ったところでは役割を果たすということでもあります。そのアディショナルリティーの原則が法制改革についても適用されまして、他の国際機関やパイの機関がある国の一定の法律分野について、法制度の改革の支援を行っている場合には、EBRDは重複を避けるのが原則です。これは、当たり前のように聞こえるのですが、先ほども国際機関などの調整についてご質問があったかと思いますが、われわれは「legal reform provider」と呼んでいますけれども、佐藤弁護士は、かなりモデストにおっしゃったと思ったのですが、事実上はこういった機関の競合・競争をさけることは非常に難しいわけです。つまり、legal reform provider 同士の横の連絡は、私の感覚ではほぼ「ない」に等しい。佐藤弁護士がまとめられたような報告書は、その改革への大きな第一歩かなと考えております。

私は、EBRDで法制改革をやっておりますけれども、例えば世銀の中央アジアを担当する弁護士とも連絡を取ろうとしています。けれども、なかなか相手方

がやっている全貌が見えないということがあります。

主な法制改革を支援する機関としては、佐藤氏の報告書に網羅的に示されていると思いますが、もちろんIMF、世銀、アジアでいいますとADB、それからEUのタシス - タシスという部門が中央アジア、ロシアなどを担当 - UKのKnow How Fund、それからドイツのバイの機関であるGTZとか、いろいろな援助機関がございます。他の国際機関及び援助機関との連絡及び連携が非常に重要です。同じ分野で他の機関と重なるようなことも実務上あり、そのようなことはできるだけEBRDとしては避けたいと考えております。

他の国際機関やバイの機関との連絡でいいますと、先ほども出てまいりましたけれども、国際開発法研修所(IDLI)が中央ヨーロッパにおいて法律家に対するいろいろなトレーニング・プログラムを実際にやっております、EBRDのほうではそのプログラムを監督しております。また他の機関からエキスパートを呼んできたような例も有ります。キルギスタンにおける国際商事仲裁法については、UNCITRALのモデル法を使いまして、そこから専門家を呼んで一緒にキルギスタンに行って、政府のカウンター・パートと話をし、モデル法というか、国内法を作るという作業をしております。ちなみにこれは日本のファンドでやっております。

先ほどもジェラルド・サンダースのほうから重点分野という話が出てきましたが、やはりリソースというか、人手とファンドの問題によって活動も限定されるので、われわれは先ほど指摘したような5つの分野、もしくは6つの分野に重点を置いております。

EBRDの模範担保法がありまして、日本語版の模範担保法も用意されています。1991年のEBRDの創立直後に対象国において、融資をしようとしたら、先ほどからいくとも出てきていますように、ローンをするのに有効な担保がなかなか取れない、取りにくいということがありました。それで約2年間を掛けまして、大陸法案を基にし、それに英米法の流動担保を取り入れた担保法を作成しました。

約15カ国約20人のアドバイザーの学者、もしくは実務家の方が加わりまして、これを作り上げました。現在26カ国の対象国のうち、約9カ国が模範担保法をそのまま、もしくは一部を参考にして立法化を行っております。例えば一番

完全に模範担保法を活用したのはハンガリーでございまして、ハンガリーは模範担保法をほぼそのまま採用しました。それから第二段階として、われわれは模範担保法の中で登録システムというのをコンピュータ化して、一度に一定の法人個人に対して、どのような担保があるのかというのを見られるようにデザインしているのですが、それもハンガリーではほぼ完了したような段階にあります。

現在モルドバとか、あと私の担当しております中央アジアではキルギスタンが一部模範担保法を参考にした担保法、質権法を採用しまして、タジキスタンにおきましては、現在の同国の法律を模範担保法に基づいて、われわれのほうでかなり包括的な詳しいコメントを英語及びロシア語で作成し、タジキスタンの首相、法務大臣に今年前半に手渡したところですが、私が7月にタジキスタンに行って法務大臣に会った段階ではまだ検討中ということでありました。タジキスタンは投資的になかなか難しい国ですが、これがうまくいけば、外資導入の一助となるような近代的な担保法を持つということになり、私はそう希望しております。

若干面白いところでは、ジェラルド・サンダースのほうからも紹介がありましたけれども、対象国の法制度評価システムというのがございます。トランジショナル・レポートにおいて、チーフ・エコノミスト・オフィス、エコノミストのグループが、毎年どのようなトランジションがあったのかというのを26カ国について、マクロ及びミクロ・セクターごとについて分析しています。その中にわれわれのコントリビューションの一部として、法制度について、評価段階として1から4プラスまでありますが、1997年では担保法、会社法、破産法の三つの分野に限って検討しました。

私が担当しております中央アジアは概ね東欧などに比べるとかなりやはりレーティングが低い。タジキスタンとトルクメニスタンについて、「NA」とありますが、これは現地の法律事務所にお問い合わせをしたが結局レスポンスがなかった、あまり資料が集まらなかったという結果です。方法論としては、かなり長い質問表を作成しまして、それを地元の法律事務所などに送り、イエス・ノーもしくはアン・ノウンという形でクリックしてもらい、それを統計するというふうにやっております。これはかなり客観的にやっているつもりですが、国によっては反発するところもあります。それを逆手に、政府との対話に使うといったこともあります。

ます。例えば「あなたの国はこれぐらいのレーティングですよ」と伝えたり、他の国と比較して、「自分の国はこれよりも高い」ということで反発を受けながらも、法制改革の対話の一部として使うというようなこともっております。

具体例として、技術移転はどのようになされるか。先ほど概略的な流れには触れましたけれども、例えばどのように進めるのか、もしくはどのような問題点があるのか。もちろん成功した例もたくさんあるのですが、困難な点もいっておいたほうがご参考になろうかと思しますので申し上げます。例えばキルギスタンでテレコム関連法の制度改革のプロジェクトをやったのですが、これはEBRDのテレコムのプロジェクトを行う前提というか、必要条件としてやった。テレコムのプロジェクトを実施するためには、このような法制度で法律を変えることが必要という前提から始まりました。

問題点をあげますと、例えば電話料金ですが、担当の郵政大臣がそれを決めるということになりますと、やはり恣意的になります。旧共産圏ではご存じのように、電話の普及率は低い代わりに、料金は安い。電話料を上げることは、政治的にも非常に困難な問題である。むしろ中立的な独立行政委員会を作って、そこが決定して、あまり料金設定に恣意性がないようにしようというような立法を行うわけです。若干これはテクニカルな問題ですが、そのような場合には、このような問題点があるということを政府にいいます。この場合は郵政省だったのですが、法制改革支援の正式依頼を取って、それから私どものチームメンバーと政府内、例えば郵政省、法務省、それから中央アジアでいいますと、大統領府法務室（リーガル・デパートメント、プレジデント・オフィス）から代表を派遣してもらいまして、ワーキング・グループを構成してもらおう。そのワーキング・グループと話をしながら、こちらのほうで採用したテレコム関係に強い法律事務所をEBRDの調達規則によって選出して、現地に行きまして、そのようなワーキング・グループと議論を重ねて、この場合には法律事務所がまず草案を作った。第一回草案だけを作っても、それでももちろんいいということがございませんので、ワーキング・グループで議論を何回も重ねて、法律案を作成して、ワーキング・グループのメンバーもこれでいいということで法案を作成して、政府のほうへ持っていった。

ただ、私どもが出来ますのは原則としてここまでで、最終的にそれを法律案として議会へ提出していくのかどうかというのは政府の問題なわけです。この場合には、テレコム関係のプロジェクトということもありましたけれども、それでも最初からプロジェクトを始めてから1年以内ぐらいにワーキング・グループが満足するようなドラフトというものが出来上がったのです。それが出来上がってから当然その正式の手続きとして各省を回り、それから政府案として議会提出するのですが、それまでには最終的に更に1年以上多分ほとんど2年ぐらい掛かっております。

これは各省の利益が違ったり、年月が徐々にたっけていきますと人事異動もあって、ワーキング・グループで法案が了承したとしても、いろいろな意見が出てくるということで、実際に法案ができてからそのまま政府が丸飲みして提出するということがなかなか少ないということがあります。1年なり、2年たっているものというのはいくつかはあります。

あともう一つ、例えば私がいまやっておりますタジキスタンの法律、担保法ですが、政府の要請に従ってかなり包括的なコメントを出したものの、法務省が検討中ということではま承っています。ただそれも、法務省はもちろん責任官庁としてやるのですが、やはり担保の関係ではどうしても向こうの大蔵省が出てきて、大蔵省と法務省間の調整で手間取る。したがって、政府部内のどこにカウンター・パートをしっかりと持ってもらうのか、プロジェクトとして担当してもらうのかということも第一歩としては非常に重要で、これを確定するのはなかなか大変ということがございます。

成功へのキーについて簡単にまとめると、3点ぐらいございます。まず政府もしくは政府のワーキング・グループについてですが、これは実は2段階あり、ワーキング・グループ及び政府の上層部の十分なコミットメントを必要とします。それからもちろん外部のコンサルタントを使う場合には当然、適正な expertise をもった、その分野に強い法律事務所なり、会計事務所を採用するという。それから法制度改革といっても常に相手方の政府が一つのプロジェクトをやっているわけではございませんので、いったんプロジェクトを始めましても、かなり政府と対話を続けて、プロジェクトがずっと前進するような勢いを維持するのが、

実務的には非常に重要なことだということがいえると思います。

今後の法制支援ということですが、私どもEBRDのほうでは26カ国のみを対象としており、その中でも旧共産圏ということもございまして、法制を支援する必要性が減少するということはまったく考えられません。EBRDなり一つの国際機関、もしくはバイラテラルだけでその需要を満たすことは非常に困難だということが私どもの実感でございます。

先ほども若干申しましたけれども、もちろん法律を作り、それを法典化するとか、六法全書の中に入れておくというのがスターティング・ポイントであり、さらに、法律を施行するためにはそれを実際に運用する法律家、裁判官などのトレーニングが必要になってくると思います。

7月に中央アジアに行ったときにも、各国の法務大臣とも会議を持ちましたが、彼らが必ず言うことは、法律家、裁判官、弁護士のトレーニングに手を貸して欲しいということであり、必ず彼らに共通して出てくる要望でありました。この点、EBRDはトレーニングを、若干のプロジェクトベースで重点的に行っています。したがって一つのテクニカル・アシスタンス — 例えばキルギスタンの国際商事法・仲裁法プロジェクトでは法律が出来上がった際に、地元の裁判官なり、弁護士向けに新しい法律制度に基づく、5日間なり、1週間なりのトレーニング・セッションを行うというプログラムが入っており予算も付いている — として、一つ一つのプロジェクトにトレーニングを入れるという形にどうしてもなっています。

相手側の法務大臣とかが念頭に置いているのは、やはり法律家全般としてのトレーニングが足りないということです。例えばキルギスタンなどでは、最近やつとADBのローンのコンディショナリティーの一つに定めるため、商事を扱う裁判所(arbitration court)の定員を埋めることになった。ただその半数近くがほとんどトレーニングを受けていないような裁判官でして、ただADBからのローンを得るために、とりあえず頭数だけは揃えたというのがやむを得ない事情としてあるようでした。そのようなところではいくらい法律があっても、それを解釈・運用するという面 — われわれの言い方にしますと、「effectiveness」(実効性) というのですが — に、やはり心許ないものがあるということが正直なところで

す。

幸い J I C A や他の機関では、途上国の専門家を受け入れたり、専門家を派遣したりして、トレーニングについては、非常に熱心にされているとお聞きしております。私が担当しております中央アジアでも、私が会った政府の担当者などは J I C A のトレーニングには何回もいったことがあるということで、J I C A の評判は非常に良く、向こうでは、J I C A の名前はかなり知られております。私どももお互いの足りないところなり、強みを活かしあって、例えば法律家についての実務家トレーニングなども今後協力していくことでは重点項目の一つになるうかと思えます。

最後に、これは若干佐藤弁護士のおっしゃったことの繰り返しになりますが、日本はご存じのように、法制改革につきましては E B R D のみならず世銀、A D B にもグラントを出しており、ドナーとしてはトップの数ヶ国かのうちの一つにあります。また歴史的な経緯からいっても、西洋近代法を受け入れて、それをかなり変容して採用してきたというところもあります。従って、そのような経験なり、メジャー・ドナーであるという点も活かしつつ、途上国の立場に立って、日本の政府機関、もしくはリーガル・コミュニティというか、法律家のグループとも連絡を取りながら、今後 E B R D もしくはその他の国際機関と共同して法制改革を進めていくことが非常に重要であるかと思えます。

質疑応答

【司会】サンダースさん、赤羽弁護士、どうもありがとうございました。E B R D の活動についてのプレゼンテーションに対して質問をいただきたいと思えます。

【参加者】J I C A の企画部の中野でございます。E B R D の活動一般とそれから現地の具体的な活動についてのお話をありがとうございました。

それで二つ質問がございます。一つは、E B R D の中の重点国というか、重点分野ということについてです。いまこの資料を拝見しますと、特にサンダースさんがご説明になった「portfolio by country」(付録2、107頁参照)の中では、どちらかという、E B R D の26カ国の中で、旧ソ連の中でも経済力の比較的強

い国、あるいは東欧の中で比較的経済成長の成績の良い国、例えばハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキアにプロジェクトが集中しています。法制度支援もプロジェクトに関連して行われるとすれば、おそらくこのようなところでの実施が多いと思いますが、それは市場経済ないし競争原理に基づく比較優位でこのようなことが起こってくれば致し方ないという感じもします。一方、例えばOECDに加盟している国もあつたり、あるいはDACの援助受取国の分類によりますれば、パート2の国があつたりパート1の国があつたりで、伝統的な途上国として支援が必要な国もあるわけです。そうした意味で、今後の法的支援の重点国の考え方は、競争原理の比較優位に任せて必要なものを必要なところに整備していくという考え方なのか、そのような自然の流れに多少抵抗して、介入という方法で、もう少し発展度合いの低い国に対して、集中的な投資がなされるようなことがあるのか、その点について、お伺いしたいと思います。

それから2点目ですが、現実としては階層制が出てきていますので、域内国での相互支援について伺いたいと思います。例えば伝統的な途上国の中でも、南々協力というような、比較的発展度合いの高い国が発展度合いの低い国に経験を活用して支援をするという一つの方式があります。これがリソースの制限をある程度緩和する要素となるのですが、法的支援の分野で26カ国中、そのような発展段階の階層制に基づく域内の相互支援の方式を考えられているのか、あるいは可能性がないのかという点が質問でございます。

【サンダース】 最初の質問については、経済的な機会がどれだけ特定の国にあるのかということと、そしてどれだけ投資があるのかということの間で非常にはっきりとした相関関係があると思います。そしてそのような関係性があることが、EBRDでやっている投資レベル、その活動レベルについての説明になるかと思えます。とはいっても、ある程度ここで留意すべき点があります。EBRDはアディショナル(additional)でなければならない。すなわちEBRDは、例えばチェコにおいて活動していく場合、かなりの経済的なチャンス、そしてまた投資のチャンスが示され、そして十分な商業的な見返りが考えられるときに通常の商業的な資金調達、そしてまた融資が得られるようなところでなければ、ということやはり当然考えなければなりません。

そしてタジキスタンの場合には、確かに活動レベル、投資レベルというのは比較的限られたものでありますが、全体概要から見ていきますと、EBRDが行っている二つほどの投資というのは、タジキスタンに対してなされる諸外国からの全ての投資の中でもかなり重要な要素になっています。

なぜかという、これらの国での投資に関して、商業的なリスク、そして政治的なリスクを背負うという準備までしているところは限られているからです。ことにこれだけの資金量等が必要になってくるということを考えていきますと、確かにそのような経済的な機会、それから十分な投資をするためのチャンスがあるかどうかということにつきるわけです。アディショナルであるということももちろん大切なことです。

そして最初の質問についてもう一つの確認しておきたいことは、これから今後のパターンはどのようになるのかということに関係していると思います。私たちはこれかもアディショナリティー (additionality) の理念を適用させていきます。中央ヨーロッパの国々おきましては、民間のほうからの投資資金ということがかなり出てきていますので、ハンガリーなどにおきましては、例えばこれからの1年間、2年間を考えていけば、そこでわれわれがやっていく投資というのはそれほど全体量から見たならば大きな比重を示さないようになっていくことも当然考えられます。

EBRDに対してのニーズが、どこまであるのかということが大切なことになってくるわけです。そして政治リスクが非常に低い国々は、アディショナルであるという条件を満たし難い国ともなっています。極端な事例を申し上げますと、特定の国がEBRDから卒業してしまうことがあります。私たちの活動対象領域ではなくなっていく、すなわち移行を完了したという国の場合があります。そして私たちの理事会のほうでも卒業のためのプログラムというのをすでに承認しています。その中で、卒業のための諸条件は何であるのかが示されていますが、EUの加盟国に特定の国がなれば、もはやEBRDの投資の条件を満たせないことになるかもしれないということも十分あり得るわけです。それについては今後の状況を見ていかなければならないわけですが、EBRDがさらに東のほうへ、そしてまたさらに南のほうへと自分たちの活動領域を展開させていくという

ことが考えられます。中央アジア、そしてカフカス地方、バルカン地方、そのようなよりリスクが高いといわれている諸国のほうに対して目を向けていくということが、私たちが必要としている地域と重なっていくかと思えます。

【赤羽】 OECDなりその加盟国なりの域内支援、例えて言いますと、「ポーランドが中央アジアに対する法的支援を行うか」というご質問がございましたので、私がそれにお答えします。それには二つの要素があると思えます。

一つは、やはり法的支援をする国が法的支援を受け入れる国に対してインタレスト、端的に言いますとビジネスなり、政治的なインタレストが前提条件としてあると考えます。

それから第2番目としては、やはり年数というか、経験の問題というのがあると思えます。1991年から約7年たちましたが、ポーランドなどは、いわゆるEUの法制度や資産制度などに合わせようとしています。しかしそのようになってきたのは最近ここ3、4年ぐらいです。

従って法律を施行し、それを理解した地元の法律家というのが育つにはもう少し時間が掛かるのではないかと。EBRDでは、ジェラルド・サンダースが申したかと思えますが、われわれの対象国から若手の法律家で、3、4年ぐらいの経験をお持ちの方（アソシエート）を呼んで、一応トレーニングの目的で法務部内においております。現在はかなり増えて十何人いると思えますが、例えばウクライナ、グルジア、アルメニア、エストニア、それから最近では中央アジア、カザフスタンからは女性弁護士が来ています。

それから先ほど申しましたように、果たして政治的、またはビジネス上のインタレストがあるかが問題です。例えば簡単な例でいいますと、ドイツのGTZは中央アジアに力をいれておりますが、これはご存じのように中央アジアには、ドイツ系住民が非常に多いということがあります。それからやはりそのような面ではビジネスのチャンスがあるということが前提条件にあります。これは私の個人的な意見ですけれども、現時点では、かなりそれが近い将来起きるといえるのは、あまり考えられないのですが。では、サンダースから意見があるかもしれませんが。

【サンダース】 いや、私のほうから追加できるコメントは、アソシエートの国のリストについてだけです。アソシエートを他の国、ユーゴスラビアからも迎え

ております。

【司会】 ほかの方からご質問をお受けしたいと思います。何かございますか。

【参加者】 アジア経済研究所の今泉と申します。法制改革支援チームの活動について、2点ほどお尋ねしたいと思います。まず、相手国に提案したり、原案を作成する際に、メンバーの方にいろいろなバックグラウンドの方がいらっしゃると思いますが、どのような法原則や法概念を採用するのでしょうか。例えば端的には英米法と大陸法の対立があり、それから大陸法の中でも国によってかなり性質が違うと思います。また模範法がある場合について、その模範法の制定段階でそういう議論がつくされると思うのですが、そのようなものがないとき、そしてあるときにはどのようにして処理していくのか。それから関係国が法制度について圧力を及ぼすとか、相手国政府が特定の国をモデレートすることがあるのかどうか、といった問題もちよっと関心があります。

それから第二点は、選択肢として日本法というのは魅力的なのかどうかという問題です。やはりドナー国として日本はお金であれば出せると思うのですが、お金は出すけれども、行くのはアメリカとか、ヨーロッパの法律家のほうがいいということがあり得るのではないのかと思います。

私はタイの法律制度を専門にしているのですが、タイでは日本法への関心がそんなに高くないのです。やはり法律指導に対するアクセスが悪い、全部日本語でしか資料がない。それから日本に留学してもドクターはなかなか取り難くて、日本に留学した人があまり大学に残っていませんという問題があると思うのですが、そのようなことについて、ご意見をお聞かせください。

【サンダース】 それでは最初の質問に答えるように努力いたします。法改革のプロジェクトが作り上げられていく過程の中では、やはり投入されただけの恩恵もあれば、場合によってはそれがマイナスに働くということもあり得るかと思えます。特定の影響がどうなるのかというのはプロジェクトごとに違いますが、いくつかの考えられる恩恵と、そしていくつかの考えられるマイナス点がやはりあるのではないのかと思います。

まず恩恵の方、プラスの方ですが、実際の法制度の援助プロジェクトを作り上げていく人たちがおり、またそのような援助を要請している政府があり、ドナー

が改革への援助を提供し、そして詳細についてはコンサルタントがあたってきます。そのような人々、組織がすべて開かれた気持ちと考え方で提案に取り組んでいった場合、そして理性に基づいて、さまざまなモデル、方法や自分たちがたたき台とするようなものをつき合わせて考えることができる時、そしてそれを支えるような法制度について考えることができるときには、より優れた産物が生まれてくるかと思えます。

しかしながら、そのような法改革の提案の中で、マイナス点が出てくる場合もあります。先ほど申し上げたような当事者のだれか、例えば当政府ですとか、あとは材料を提供しているところ、弁護士、もしくはコンサルタントが開かれた心持ちで取り組まないで、自分たちが持っている偏見とか、思いこみをすべて公には認めないような形でありながらも、それを持ち込んでしまった場合にはどのようなことになるのか。しばしばあり得ることですが、例えば実践プロジェクトのファンディングという材料を提供するときに競争の原理が何も働いていないときには、それが問題を起こし得るかと思えます。だから開かれた心持ち、偏見を持たないでやっていくことの重要性をここで強調したいと思えます。

そして、その時に自分たちが持っているすべての経験、知性、英知の集約と自分たちが考えられるすべての理屈や理論を付き合わせて投入したとき、結局は投入した分と同じぐらいいい産物が出てくるわけです。投入が良ければ良いほど出来上がるものは良いものになってきます。EBRDは、私たちが基としているさまざまないい経験や知識を可能な限り投入しようといえます。アソシエートという形で、その地域の人々も出てきますし、また地域以外のほうから、専門的に精通したのも投入するようにしています。

最もいい法制改革プロジェクトを達成するためには、できる限り広く、多様で異なった経験、異なるリソース、異なる体系というものを競い合わせて、そしてそれを付き合わせた形で良い判断力を確保し、諸要素をいろいろと結び合わせ、融合させていくことが大事だと思います。

そして指針を発展させていくための標準というのがありますけれども、最も重要な標準というのは、一般的、国際的に受け入れ可能なものは何かということになります。なぜかという、一地方での基準や、標準だけを参考にした場合、一

方通行の道だけを作り上げてしまうことになります。移行ということの裏にある考え方は、世界経済の中に国を統合させていくことです。従って一定の地域のみで通用するような会計原則や国際的に通用している会計原則に合致しないようなものを認めてしまったらば、これは誰にも理解できず、投資意欲を削いでしまうことになってしまいます。従って意味をなしません。

また資本市場の運営等についても、IOSCOが全体を統合させていく考え方で合致しないようなものを出していくというのも奇妙な事態になってしまいます。従って理念と理想ということを考えていきますと、国際的に受け入れられ、そして通用しているものというのが基準になってきます。もちろん国際的な企画や標準といえましても多々ありまして、より優れたものもあれば比較的問題を抱えているものもあります。

私たちとしては、広範な参加者からの成果を汲み上げていっているようなものに注目しています。例えば仲裁法について考えていきますと、国連が有している広範な構成と参加者、そしてその中で生まれてきたもののほうがより広く国際的に受け入れられるということに注目しています。それに比べまして、限られた数の国々、そして限られた数の、特に欧米系の国だけで作り上げられたものよりも有用性が高いと考えられるかと思えます。

EBRDにおいて、われわれがまず着手しましたものの一つは、模範法の制定でありましたが、3年くらい掛けまして、さまざまな背景を持つ専門家に我々と一緒に考えてもらうということにしてきました。コモン・ローとシビル・ローの実務家と政府及び国際的な機関の関係者の様々な考え方を統合させるため、一緒に考えてきました。そして模範法について何が特筆に値するかといいますと、大陸法と英米法との最も優れたものを基にしている点です。

通常大陸法の中においては、浮動担保という概念がありませんが、英米法の中にこれはあります。従って英米法に基づいた国の投資家が大陸法の国々の中において、この概念を発見することはできない状況だったわけです。この模範法は、貸し手の英米法の国々が持っているものと、大陸法に基づいた人々の伝統に合致しているものとの間の、いわば異種のものが混合されている産物を最終的に生み出しました。

そしてこのモデルは、実は日本政府が財源を提供したものです。二つ目のご質問のお答えになるかと思いますが、これは日本がやっていることの有用性を反映させるものでありますし、またそれと同時に日本の優位性を示したものだと思います。

【赤羽】 日本の法律が果たして魅力的かどうか、というのはなかなか難しい問題です。佐藤弁護士ともお話をしたのですが、中央アジアの破産法について一定の問題があるということで、ではちょっと日本の破産法を見てみようということをやられたようです。それを見てみると、何と日本の破産法は昔から変わっていないということで、結局それではモデルにならない。逆に日本でも現在、破産法改正の議論になっていますが、そのようなことで日本の一定の分野、古い法律についてはあまり魅力的ではない。私も外国にいるもので、金融関係の法律はあまりアップ・デートされていませんが、例えば従来の日本の証券取引法がいろいろ変わってしまいましたが、あれなどは必ずしもシビル・ローの伝統に則しているというわけではないと思います。個人的な意見ですが、これはアメリカ型を基礎としていますが、それを適度に採用する形で、法制支援のモデルとしてはかなり使えるのではないかと思います。

我田引水になると思いますが、日本の法律だけではなく、先ほどいいましたように外国の法律を利用してきたということ、そしてある程度先進国に追いつくために一生懸命にやって、法律制度を改正したという面では、若干日本の弁護士や法律家のような面にセンシビリティがあると思います。そのような意見で対象国の政府とかなりうまく働けるのではないか、スムーズにいくのではないかと思います。

【司会】 どうもありがとうございました。サンダースさんと赤羽弁護士の講演を終わりたいと思います。

本日のセミナーのメインスピーカーとして予定しておりました森島先生がこの会場に駆けつけてくださいました。森島先生のほうからご挨拶をいただきたいと思います。森島先生、よろしくお願ひします。

【森島】 ご紹介いただきました森島でございます。

一言ご挨拶ということでございますけれども、あとで鮎京先生のほうからきち

っとしたお話があると思いますが一言申し上げます。日本でも、JICAの技術支援プロジェクトとして、現在ベトナムに対する法制度整備支援が行われておりまして、今年で2年目であります。また、カンボディアに対しても、まだ正式にプロジェクトが始まっておりませんが、予備調査も含めて、実質的にはすでに1年間支援事業が行われております。おそらく近々他の国についても、アジアの国を中心にしまして、法整備の支援プロジェクトが行われるものと考えております。

先ほど、「なぜ、日本がやるのか」というご質問がありました。日本が協力しても途上国は関心を持たないのではないのかという趣旨のご質問かと思っておりますけれども、私は、このJICAのプロジェクトが始まる数年前からいろいろな形でベトナムの民法の制定に関わってまいりました。ベトナムでは日本の民法について強い関心が寄せられました。私は日本法を他の国に押しつけようというつもりはありませんで、日本の経験、要するに文化の違うヨーロッパの法を日本が継受した経験を伝えるということを考えておりまして、ベトナムでは法文化の違いにもかかわらず日本が西民法を取り入れた経験（失敗と変容を含めて）が評価されたのだと思います。

EBRDがやっておられることに私は異義を差し挟むつもりはまったくございませんが、私の方法はEBRDのそれとは異なっているように思います。やはり法律というのはそれぞれの国の国内法であります。例えば取り引きであれ、担保であれ、あるいは債務が不履行になった場合のその債務の執行であれ、外国の投資家がどのように資金を回収できるのかという観点から見るとは、その国、特にいままで社会主義の中央統制経済の下にあった国が市場経済に移行するにあたって、国内の人たちが市場を運営するのに必要な法律を作ることが求められているのであり、また法整備を支援するわれわれがやらなければならないことではないかと思っております。EBRDは、融資機関でありますから、いわば投資をするための基盤を整備するという意味では、その国のための法整備ではないとは申しませんが、その国の法整備をするというもう一つ手前に、外国人が投資をするためのセキュリティーを確保するという別の目的で法整備を支援しておられるのだと思います。

法律の技術性、市場経済性という点では、たとえそれが投資の安全性を図るものであれ、国内法の整備と共通するところがあるわけですから、EBRDのやっておられることに対して、高い敬意を払いたいと思います。けれども、法整備の出発点はその国の経済状態を改善していくために外貨を導入し、産業を興して一生懸命に働いて投資国に対して利子も合わせてお金を返すためにその国の法体系の現代化、市場経済化を行うということであれば、私はやはり本末転倒だろうと思います。国内の市場化にあたって、わが国は幸いなことに近代化を始めたのは100年前でありまして、その時ずいぶん外国のお世話になっていますが、外資導入などを図るというよりも国内の富国強兵のための法整備をしていけばよかったです。けれども、現在ではグローバリゼーションという名の下に、ダイレクトに外資が入ってきます。そして、グローバル・スタンダードというのは、実は欧米のスタンダードということであり、国内の実情を無視してでも欧米の資本要請に合わせなければならなくなっています。

おそらく東欧とアジアとは大分条件も違うと思います。その国民の知的な条件、文化、いろいろ違うと思いますが、外国の投資との関係で、欧米の法技術とその国の法律家がきちんと身に着けておかなければならないわけです。しかしわれわれの仕事は、それに対して支援をするだけではなくて、自分たちの国の法律をどのように作っていくのかという点で基礎的な考え方を供与していくことが重要です。それは短時間ではできないかもしれません。そのことは、留学生の受入等にも関連します。先ほどの質問にもありましたように、日本ではなかなかドクターが取れないという問題がありますけれども、最近では大分文部省も変わってきましたから、留学生もドクターをとることができるようになりました。日本の大学自身がまだ十分、グローバリゼーションをしていないわけですが、法整備支援を行うとともにそれらの国の留学生、研修生を受け入れ、あるいはこちらから出掛けて行って、その国に合った法律作りをしようと考えています。それによってわれわれ自身も得るものが大きいのではないのかと考えて、いままで法制度整備支援の枠を少しずつ広げてきました。

一方でEBRDがやってこられたことに対して、非常に立派なことをやっておられるなど感じると同時に、どうも基本的な発想のところで、少なくとも私の考

え方とは少し違うのではないのかという気がしています。日本が別にお金を貸すために支援するわけではありません。ここにおられる方はいろいろな形で国際的な、あるいはアジア的な社会や文化の研究をしておられる方と思いますが、いまのわれわれが考えている法整備の考え方についてご批判やご意見があれば、うかがいたいと思います。残念ながら私はこの後中座しなければなりませんので、ぜひ、鮎京さんにお聞かせいただきたいと思います。

私どもはJICAの法整備支援をより強化することを望んでおりますので、EBRDのお考えも、ぜひとも聞かせていただければ、日本の法整備支援プロジェクトにとって有益であろうかと思えます。私はJICAがきょうのセミナーをおやりになるのにあたって、これほどたくさんの方がお集まりになるとは思っておりませんでした。法整備などに関心をお持ちの方はそんなに多くはないと思っていましたら、ここへ来てびっくりいたしました。われわれは、以上申し上げましたようなことを考えながら、試行錯誤でわれわれ自身のキャパシティ・ビルディングをやっているところですので、ぜひ、皆さんからのご意見を伺えればと思っております。

ご挨拶に代えて、一言申しあげました。どうも、ありがとうございました。

【司会】 森島先生、どうもありがとうございました。